

日本オリエント学会だより

- | | | |
|------------|----------|------------|
| 1) 第60回大会 | 2) 学会奨励賞 | 3) 作文コンクール |
| 4) 編集委員の異動 | 5) 入会・復会 | 6) 会員消息 |

1) 第60回大会

期 日：2018年10月13日（土）～14日（日）

会 場：京都大学 吉田キャンパス

担 当：第60回大会実行委員会

委員長：東長靖

委 員：井谷鋼造，稲葉稜，小杉泰，谷口淳一，長岡慎介，堀川徹，吉田和彦，吉田豊

第1日 10月13日（土）

14：00～ 公開講演会

18：00～ 懇親会

第2日 10月14日（日）

10：00～ 研究発表

参加者 327名

プログラム

第1日 第321回公開講演会 吉田キャンパス文学部校舎2階第3講義室

『オリエント世界の王権』

第1講演：柴田大輔（筑波大学）

「古代メソポタミアの王権—神々，王，知識人—」

第2講演：森本公誠（東大寺）

「前近代イスラム期の王権とカリフの実像」

第3講演：小杉泰（京都大学）

「現代中東における君主制とイスラーム」

第2日 研究発表 6部会 吉田キャンパス文学部校舎

1階第1～2講義室，2階第3～7講義室（口頭発表）

2階第3講義室（ポスター発表：コアタイム [12：50～13：20]）

研究発表者・題目

第1部会

1. 後藤 健・西藤 清秀・安倍 雅史・上杉 彰紀・堀岡 晴美・原田 怜・間舎 裕生
バハレーン，ワーディー・アッ＝サイル考古学プロジェクト第4次調査の報告
2. 細田あや子
メソポタミアのアーシブによる儀礼：像にかかわる儀礼に着目して
3. 村井 伸彰
アクル文書の行政的文脈について
4. 山本 孟
ヒッタイト王国による東西の辺境支配について：アナトリア西部の支配を中心に
5. 山田 雅道
王 vs. 市神：エマル文書における「主」とは誰か
6. 佐野 克司
アッシリアの大規模強制移住政策を再考する
7. 青島忠一郎
シャルマネセル3世の年代記における治世第28年の遠征記事の役割

8. 渡辺 和子 『エサルハドン王位継承誓約文書』にみる条件節の用法を再考する
9. 渡辺千香子・Jamie Novotny アッシュルバニバルの王宮浮彫に表現されたライオンに関する考察
10. 高橋 優子 「エサルハドン王位継承誓約文書 (ESOD)」の「申命記 (Dt.)」への影響：直接的文学的引用関係の痕跡を探る
11. 長尾 琢磨 エルサレムにおけるヘレニズム化：石切墓の形態から

第2部会

1. 西秋 良宏 ザグロス地方中期旧石器時代石器群の変異
2. 前田 修 クルディスタン原新石器時代における押圧剥離石刃製作の開始について
3. 西山 伸一 西アジア鉄器時代集落の構造的考察：北メソポタミアおよびレヴァント地方における「都市」と「村落」クラス集落の比較から
4. 関廣 尚世・Elgazafi Yousif 古代スーダンの鉄製品に関する研究試論：スーダン国立博物館所蔵資料から
5. 上杉 彰紀 広域測量による南インド巨石文化遺跡の検討
6. 米山 由夏 古代エジプト、末期王朝時代からプトレマイオス朝時代の単純埋葬の埋葬方法に関する一考察
7. 横山 操 京都大学総合博物館エジプト考古資料・コプト織物について
8. 坂本 翼 イシス信仰の終焉：ヘサ島の再評価を中心に
9. Mohamed Soliman・Abbas Mohamed Abbas

Spatializing the Topography of Islamic Alexandria for Sustainable Development-Historic Maps via Remote Sensing, GPR and GIS

10. 杉本 智俊 十字軍期南レヴァント地域における農業集落の性格：ベイティン村発掘調査の成果に基づいて

第3部会

1. 中野 智章 エジプト第1王朝のサッカラ墓地における付属墓について
2. 柏木 裕之 クフ王第2の船の木材搬入方法について
3. 山田 綾乃 番付分析を用いたクフ王第2の船甲板梁の配置に関する検討
4. 矢澤 健・吉村 作治 エジプト・ダハシュール北遺跡の中王国時代における葬制の特質とその背景
5. 石崎野々花 エジプト新王国時代、黒色木棺の編年に関する一考察
6. 河合 望 ヘリオポリス出土のトゥトアンクアメン王銘入りレリーフ・ブロックについて
7. 野中 亜紀 アマルナ時代の音楽に関する一考察：TUT's Trumpetsの分析・考察を通して
8. 高橋 寿光 古代エジプト、青色彩文土器の生産地の変遷について
9. 和田浩一郎 アコリス遺跡出土の「結びの護符」
10. 安岡 義文 末期王朝時代のエジプトにおける人体像のプロポーシヨンの規定方法に関する解釈について
11. 田澤 恵子 古代エジプトのファイアンス製ウシェブティに関する新たな様式分析への一試案：通称「キャンベル墓」(ギザ)出土のウシェブティからわかること

第4部会

1. 榮谷 温子 クルアーン18章38節と34章27節の「事柄の代名詞」について
2. 竹田 敏之 クルアーン正書法とラスム学の確立：マグリブ・アンダルス学派の形成を中心に
3. 村上 武則 クルド語クルマンジー方言のエザーフェと関係代名詞

4. 五十嵐小優粒 書き言葉におけるペルシア語受身の出現様相：日・英・仏と比較して
5. 春田 晴郎 イランにおける「都市」を表わす語の変遷
6. 四角 隆二 サーサーン朝カット・ガラスに関する一考察
7. 津村眞輝子 境界を越える金属貨幣の実態：サーサーン朝ペルシアの事例を中心に
8. Begmatov Alisher ムグ山文書の言語的特徴
9. 土谷 遙子 法顕が巡礼した『陀歴』（ダレル）に至るパミールからの四つの道筋：パキスタン北部地方『法顕の道』現地調査（1991-2015）
10. 下山 繁昭 『隋書』倭国伝にみる謎の王朝の存在：日本の歴史から忘れ去られた王

第5部会

1. 田中 悠子 アラビア語伝記史料における「ズインディーク」文人像の変遷：叙述における主題のとしての「異端（者）」の機能
2. 辻 大地 アッバース朝期イスラーム社会における「性的倒錯者」
3. 大塚 修 普遍史書としての『バナカティエー史』：『集史』の呪縛から離れて
4. 角田 哲朗 マフディーかく語りき：サイイド・ムハンマド・ムシャアシャアのマフディー自称論理
5. 久保 亮輔 マムルーク朝期カイロにおける施設経営の実態
6. 手島 秀典 マムルーク朝末期における有力アミールの昇進過程：スルターン・カーイトバーイ治世期における政府要職就任者の経歴に関する考察
7. 小澤 一郎 19世紀末イランの兵員簿の検討：イランにおける「軍隊の社会史」研究に向けて
8. 阿部 克彦 松浦家伝来渡来上着にみられるサファヴィー朝期織物について
9. 坂田 舜 ネズィヘ・ムヒッディン（1889-1958）の論説に見る「トルコ人女性」

第6部会

1. 柳橋 博之 イスナードの定量的分析の試み
2. Khashan Ammar アブー・ハニーファの『ムスナド』をめぐる論争と評価：ハディース学から見たハナフィー法学派
3. 堀井 聡江 初期イスラーム法学における12イマーム派とスンナ派の学説的関係の一考察：選択権を中心に
4. 矢口 直英 議論の場としての『医学典範』注釈：クトゥブッディーン・シーラーズィー『サアドへの献呈書』
5. 尾崎貴久子 モンゴル時代の漢語イスラーム医学書『回回薬方』の外科治療記述について：第34巻金瘡門折傷門を中心に
6. 末野 孝典 西アフリカにおけるイブン・アラビー思想の影響に関する一考察：イブラーヒーム・ニヤースの著作群を事例に
7. 齋藤 正憲 バングラデシュの呪術師：成巫過程における夢の役割

企画セッション

テーマ「イスラーム王朝の正統性—古典的枠組みを越えて」（企画代表・司会：近藤信彰）

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 亀谷 学 | アッバース朝期におけるカリフ観の変容 |
| 佐藤健太郎 | 西方のカリフ政権とイブン・ハルドゥーン |
| 森本 一夫 | モンゴル支配期以降のペルシア語文化圏における神聖王権：近年の研究動向 |

ポスターセッション

1. 坂本 翼・岡島誠太郎の再評価
 銭廣 健人

2. 山田 綾乃・クフ王第2の船における舷牆と甲板梁・桁の構造と収まり
柏木 裕之
3. 関廣 尚世・『埃及スーダン発見彩色土器の研究』：京都大学総合博物館所蔵資料から
Elgazafi Yousif Eshhag
4. 高橋 寿光・エジプト，ルクソール，マルカタ王宮出土の青色彩文土器のX線分析
阿部 善也
5. 中野 智章 京都大学総合博物館所蔵の古代エジプト資料
6. 近藤 二郎・河合 望・柏木 裕之・高橋 寿光
エジプト，ルクソール西岸新王国時代岩窟墓の調査研究：アル＝コーカ地区における
2017年度（第11次）調査
7. 伊藤 早苗 エサルハドンとアッシュルバニパル治世における学者ならびに書記のネットワーク分析

第1部会

1. バハレーン，ワーディー・アッ＝サイル考古学プロジェクト第4次調査の報告

後藤 健・西藤 清秀・安倍 雅史・上杉 彰紀
堀岡 晴美・原田 怜・間倉 裕生

ディルムンは、メソポタミアの文献資料に登場する周辺国の1つである。この王国は、前2千年紀前半に、メソポタミアとマガン、インダスを結ぶペルシア湾の海上交易を独占し繁栄したことが知られている。

南メソポタミアには、ディルムンの商人の手によって、銅や錫、砂金、象牙、ラピスラズリ、カーネリアン、木材(黒檀など)、真珠など大量の物資が運びこまれていた。いわば、物流の面からメソポタミア文明を支えたのが、このディルムンであった。現在、ペルシア湾に浮かぶバハレーンがディルムンに比定されている。

筆者らは、2014年4月から「バハレーン・ワーディー・アッ＝サイル考古学プロジェクト」を実施している。本プロジェクトの目的は、ディルムンの起源を明らかにすること、すなわちバハレーンでどのように社会が複雑化し、権力が発達し、ペルシア湾の海上交易を独占するに至ったかを考古学的に解明することである。

ワーディー・アッ＝サイルは、バハレーン島内陸部を南から北へと流れる涸れ川である。この涸れ川の両岸に無数の古墳が分布しており、ワーディー・アッ＝サイル古墳群と呼ばれている。

この古墳群は、前2250年から前2050年に年代付けられており、2007年にデンマーク隊が、ディルムン「最古のエリート墓」を発見・発掘したことから現在、学界で注目を集めている遺跡である。

ワーディー・アッ＝サイル古墳群は、古代ディルムンの起源を研究する上で、最適の遺跡であり、筆者たちは、デンマーク隊の後を引き継ぎ、発掘調査を実施している。

筆者たちは、2018年の1月、2月に、第4次ミッションを派遣し、古墳群の発掘調査を実施した。本発表では、この第4次調査の諸成果を報告した。

2. メソポタミアのアーシブによる儀礼：像にかかわる儀礼に着目して

細田 あや子

メソポタミアのアーシブという職能者についての研究が進み、アーシブが行ったことがらはきわめて多岐にわたることが明らかになっている。さまざまな儀礼のほか、病気の診断、治療、薬の調合、占いや予言もアーシブ集団の職域に含まれていた。本発表ではアーシブによる像にかかわる、または像を用いる儀礼に着目する。

「ミス・ピー」(口洗い)儀礼は、神像が制作されたとき、または破損した神像を修復する際に行われる神像の口を洗う所作が中心となる。洗う行為は浄化、聖化に結びつくが、「ピート・ピー」(口開け)も行われた。この儀礼は、物体としての像に生命力、生の機能を与える働きを有し、職人が作った神像が生きた神となることが特徴的である。

一連の対抗呪術儀礼においても、アーシブと像のかかわりが密接である。ある呪術師に呪術をかけられることによって病気になった病人は、アーシブにその呪術を解くための儀礼を依頼する。アーシブが、呪術師をかたどった像を破壊し、地中に埋めたり、川に流すことにより、呪術師に災厄が戻ると考えられている。対抗呪術儀礼のなかで最もおおがかりなのが、「マクルー」である。2日間続くこの儀礼では、タマリスクの木、杉、葦、獣脂、蠟、アスファルト、粘土、練り粉などさまざまな材料で作られた呪術師の像が、燃やされ、川に流され、呪術師が破滅し、病人は浄化されて回復する。

「悪の足を切る」儀礼は、ある人の家のなかに悪霊を入れないことを目指す。そこでは、アーシブはアブカル、ウガッルなどの精霊的存在や、神話上の怪物、犬などの動物の像を作り、それらを家の出入り口などの基礎部分に埋めることによって、悪霊が建物に侵入することを防ぐとする。このほか、さまざまなアミュレット（護符）も、アーシブによって作られ、用いられていた。除災だけではなく、招福のための小像も住居跡から発掘されている。

以上の例から、アーシブは、無機物の像や物体に生命や霊力を注入すること、また霊の出し入れができたと考えられる。他方、儀礼の目的によって像の扱い方に違いがある。さらに、アーシブ自身が像を作るか否か、その像を破壊するか否か、像の形態、材料、用い方の違い、また儀礼での唱えごとを検討し、アーシブの能力や職域について詳しい考察が必要である。

3. アクル文書の行政的文脈について

村井 伸彰

アクル文書は中期バビロニアにおいてのみ確認される行政経済文書で主に食料品が扱われる。しかしながらその記述は簡素で通常言及される人物の素性は示されない。このような状況なのでアクル文書が何を記録した文書なのかははっきりしないままであった。

そこで発表者はイキーシャ・アダドという油を搾る職人の史料3点に注目した。この内2つ（MUN 278, 279）はイキーシャ・アダドのアクル文書であり、残りの1つ（MRWH 34）でイキーシャ・アダドはニムルタ・ナーディン・アッヘー（役人）へ油を納入している。このことから油を搾る職人が油を役人に納入するという文脈が読み取れる。同様に前述の2つのアクル文書においても油を搾る職人がアクルの為に油を準備したのではないかという文脈が推測される。

さらに発表者はターブ・ヌパールシュの息子という粉屋の例（CBS 3529）に注目した。ここでは4つの欄が見られ、左から“受け取った”（[q]ēmu mahru）、消費した（aklu）、残り（rēhu）、備考（mu-bi-im）とされる。最後のmu-bi-imの欄にターブ・ヌパールシュの息子は2回言及されるのであるが、彼が小麦粉を受け取ったのか、はたまた行政が受け取ったのかはどちらとも言い切れない。そこで更に類似した文書UM 29-16-629に注目した。そこには、恐らく5つの欄（ummatu, mahru, aklu, rēhu, mu-bi-im）が見られる。ここで注目すべきはummatuの欄である。このummatuという用語は他に3点（BE 14 no. 33, PBS 2/2 nos. 72, 75）知られており、それぞれummatu, mahru, rēhu, mu-bi-imの欄をもち、mu-bi-imの欄にはそれぞれ農民または牧畜業者が言及される。ummatuはmahruとrēhuの和になっているので彼らが納めた分はmahruに計上され、未納分はrēhuに計上されていることが読み取れる。

これらのことから先に述べたCBS 3529において、小麦粉を受け取っていたのは行政であり、粉屋が小麦粉を納めていたことが示される。またイキーシャ・アダドのMRWH 34は彼が行政に油を納めていた記録（mahru）であり、MUN 278, 279は彼が行政の支出の為に油を準備した記録（aklu）だと解釈される。

4. ヒッタイト王国による東西の辺境支配について：アナトリア西部の支配を中心に

山本 孟

ヒッタイト王国は、ブライスによると、中核となる領土・中核周辺の領土・王に従属するが現地の支配者の直接の管轄下にある属国・スッピルリウマ1世治世以降の副王国という4つの構成要素があった（Bryce, *The Kingdom of the Hittites*, 2005）。発表者は、これまで「支配させる」という意味のヒッタイト語動詞maniyahh-の

用例から、ヒッタイト王国の「本国」には、ブライスが中核となる領土としたアナトリア中央に加え、シリア北部の副王国カルケミシュも含まれた可能性を指摘した。ただし、この考え方が同じく副王国とされるアナトリア南部のタルフンタッサに適用できるかどうかについては結論にいたっていなかった。他方、「属国」の地域と括られるアナトリア西部のアルザワ諸国に対しては、ヒッタイトが様な支配を行えたわけではないと考えられた。そこで本発表では、ムルシリ2世からトゥドゥハリヤ4世治世における、ヒッタイトのアナトリア南部と西部諸国に対する支配領域としての認識について考察した。

ヒッタイト王はアルザワ諸国の支配者に対して国土を「支配させる」とは述べず、また他者に国を支配させるという表現はハットゥシリ3世以降には確認できなかった。このことから、ハットゥシリ3世が王族のクルンタをタルフンタッサ王に任命して以降、この国が本国の「外」と認識されていたことが推察された。また、ハットゥシリ3世はクルンタにタルフンタッサ国を「支配させた」のではなく「与えた」とし、ムルシリ2世もアルザワ諸国の有力者らに国を「与えた」と述べる。他の用例からも、「国を与えた」という文言は本国を分割することを意味しなかったと考えられる。この点からも、ムルシリ2世治世のアルザワ諸国やハットゥシリ3世以降のタルフンタッサが本国外の支配領土だと見なされたのだと考えられる。さらに、ヒッタイトはアルザワ諸国の中でミラを重視した点もわかった。トゥドゥハリヤ4世の書簡では、ミラ王がヒッタイト王と共に国境を設定したと言及されるなど、その地位の高さと両王の強い協力関係が伺える。断片的であるが国境を列挙した文書など、国としてミラがタルフンタッサと併記される例があることから、トゥドゥハリヤ4世治世にミラがタルフンタッサに準じる国と見なされた可能性があると考えられる。

5. 王 vs. 市神：エマル文書における「主」とは誰か

山田 雅道

エマル文書（前13-12世紀シリア）には、エマル市民が「彼の主」に対し罪を犯した結果、その市神たるニヌルタによって彼の財産（不動産）が没収されたことを記す文書が8点認められる。このうち7点（例：TS 13）では、没収された不動産がその後ニヌルタ神と市の長老会、すなわち市当局によって転売されている。本発表では、この「主」（アッカド語 *bēlu*）の同定問題を取り上げたい。

この語の用例を見ると、その候補としてエマル王（*Emar VI 17*）とニヌルタ神（*BLMJE 24*）の二者が考えられる。ここで注目すべきは、上記7点の不動産売買契約本文には王や王宮への言及が皆無であるのに、全てに王家の印章が（ニヌルタ神の印章とともに）押印されている点である。残る1点の遺言書 *Emar VI 197* では遺言者の息子の一人が自ら犯した罪ゆえに財産相続分を没収されているが、ここでも遺言自体の内容は王や王宮と無関係である。にもかかわらずこの文書に王家の印章のみが押印されている点は特筆される。これらの事実は上記した全8文書と王宮の間の密接な関係を強く示唆するが、それは文書中に言及された「主」がエマル王であることによるのみ十全に説明されよう。

この「主」=王という結論は、イルイブ・パアルなる市民が「彼の市と彼の主」に対してなした功績——略奪された王女4人と財宝を自分の娘4人および金銀と引き換えにフリ国王から取り返したこと——に報いるため、「王とエマル市」がその子孫に栄誉を授けたと記す文書 LN-104 にも同様に適用されよう。このことは、功績の鍵となる要素がエマル「王女」であった点などから支持される。ここでイルイブ・パアルの功績の受益者の表記に関し、その語順が予想される「主」と「市」とは逆転している点が問題となろう。発表者はかつて彼の家系が市当局（長老会）の有力幹部であったことを示したが、この表記にはそうした彼自身と「市」の間の特殊な関係が反映されているのだと考える。

以上の検討から、今回扱った全9文書中の「主」とはエマル王を指すとの結論が得られた。古代西アジアでは王に対し罪を犯した者の財産は王が没収するのが通例ながら、没収者が市神（を代表者とする市当局）である点にエマル王国の特徴を見ることができる。この「主」に対する功罪の問題は、エマルにおける王宮と市当局の関係を考える新たな機会を提供しよう。

6. アッシリアの大規模強制移住政策を再考する

佐野 克司

アッシリアの大規模強制移住政策にかんする最初の体系的な研究は、1979年にB. オデッドによって提出された。オデッドは王碑文を主体とする史料を網羅的に検証し、アッシリアが新アッシリア時代と称される約300年の間に被征服民を対象とした大規模強制移住を157回実行し、少なくとも1,210,928人がその犠牲となったことを明らかにした。157回の強制移住の内、すべての事例に捕囚民の人数が記されているわけではないため、オデッドは人数が記されている43例の合計数である約121万を43で割り、一回あたりの強制移住において連れられる人数を28,000人であるとし、その28,000人を157と掛け、最大で約440万人が強制移住の犠牲になった、と主張した。しかしながら、私見によれば、捕囚民の総数を導き出すこと自体に大きな問題がある。なぜなら、そのような単純な計算が、あたかもアッシリアが300年間にも渡って、常に画一的で同規模なオデッドの称する「大規模」強制移住を実行し続けたかのような印象を与えるからである。アッシリア王碑文において「王の強さ」は捕囚民や略奪品の数と密接に結びついていたため、強制移住によって連れ去った捕囚民の数が少なかった場合には、書記たちが意図的に碑文に数字を記さなかった蓋然性が高い。ゆえに、すべての強制移住を「大規模強制移住」と称することはできず、想定される捕囚民の総数は決して440万人に届かないことが理解される。オデッドが算出した捕囚民の総数と同様、大規模強制移住の合計回数も多くの研究者に受け入れられているが、実際にはもっと多くの強制移住が実行されていた可能性がある。アッシリアの強制移住政策を研究する上でもっとも困難な問題は王碑文において頻繁に使用される *šallassunu ašlula* 「私は彼らの *šallatu* を持ち去った」という表現とそのバリエーションにおける名詞 *šallatu* の解釈にある。名詞 *šallatu* は「戦利品」と「捕虜」の意味を有しており、*šallassunu ašlula* 等の表現における *šallatu* は一般的に「戦利品」と訳される。オデッドは、ここで使用されている *šallatu* が「捕虜」を含むのかどうかを理解することは不可能であると述べた。しかしながら、二つの方法を用いた調査—同じ出来事に言及している複数の王碑文の比較と *šallassunu ašlula* 等の表現が碑銘として刻まれたレリーフの調査—を行った結果、不明確な表現における *šallatu* が必ず「捕虜」を含むことが判明した。これによって新たに80回の強制移住が明らかになった。

7. シャルマネセル3世の年代記における治世第28年の遠征記事の役割

青島 忠一郎

本発表ではシャルマネセル3世の治世第33年に作成された2つのパルー年代記に記された治世第28年の遠征記事を考察し (Grayson, RIMA 3, A.0.102.14, 146–156; 16, 268–286)、この記事が作成された背景と役割について論じた。

王の遠征を治世年を意味するパルー (*palû*) で数えるパルー年代記様式は、シャルマネセル3世の治世中に採用され、この王の年代記の標準形式となる。シャルマネセル3世のパルー年代記には、2つの大きな特徴がみられる。詩的表現を用いて王の英雄的な姿を詳細に描いた前王たちの年代記とは異なり、シャルマネセル3世のパルー年代記は王が行なった数多くの遠征を網羅するために、個々の遠征については征服等の戦果を簡潔に記録した。これに加え、鎮圧に成功した反乱であっても、遠征理由として反乱をほとんど明記しない。

こうした叙述の傾向をもつシャルマネセル3世のパルー年代記において、治世第28年の遠征に関する記事は異例な叙述となっている。この記事は前王アッシュル・ナツィルバル2世の王碑文が記載する反乱記事に特有な王への反乱報告で始まる。さらに、パティンの住人による属王殺害という反乱を主題とし、反乱者の処刑に至るまでを詳述する。

この記事のみが反乱として明記され、簡潔に戦果を語る傾向から逸脱して出来事が詳述されたのは、パティンにおける反乱が主君殺害であったことが関係していたと推測される。シャルマネセル3世の治世末期、タルタンであるダクヤン・アッシュルは皇太子であったアッシュル・ダイン・アプリを廃位し、自身に都合のよいシャムシ・アダド5世を皇太子として擁立した。第28年の記事を記載する2つの年代記が作成された治世第33年は、アッシュル・ダイン・アプリが反乱を起こした年であり、王位をめぐる緊張は最高潮に達していたと考えられる。そ

のような状況において、主君殺害は大きな関心事であっただろう。それゆえ、これら2つの年代記では主君殺害が起きたパティンの事例を反乱として明記し、反乱者に対する身体刑にも言及したのである。そして、それを通じて突然の皇太子の交代に反対し、直接的な行動に訴えようとする者に警告を発したのだと考えられる。

8. 『エサルハドン王位継承誓約文書』にみる条件節の用法を再考する

渡辺 和子

前672年にアッシリアで書かれ、永遠に有効とされた『エサルハドン王位継承誓約文書』(Esarhaddon's Succession Oath Documents = ESOD)はアッシリア支配下の各地に配布された。その本文は9つの構成要素(印章の説明、表題、命令、制定事項、条件節(誓約違反の場合)、関係節、帰結文、第1人称の誓約、奥付)から成るが、最も重要な要素は、命令と制定事項であり、またそれらによって示された誓約の内容に対してなされる第1人称の誓約である。命令は2箇所(①-②)、制定事項は5箇所(①-⑤)に分けられ、また他の要素を挟みながら記されているが(拙著『エサルハドン王位継承誓約文書』リトン、2017、16参照)、そのような配置は、ESODの全文を聞かされた時によりよく理解できることを意図したものであろう。

制定事項①(§4b)では、エサルハドン(Esh)の死後にアッシュルバニパル(Ašb)をアッシリアの王座に就けることが定められ、制定事項②(§7)では、もしEshが、息子たちがまだ幼いうちに逝去した場合に、Ašbをアッシリアの王座に、シャマシュ・シュム・ウキン(Ššu)をバビロニアの王座に就けることが定められている。制定事項②だけを読むと、歴史上の事実として、Ašbがアッシリア王となり、Ššuがバビロニア王になったため、Eshは実際に息子たちが幼いうちに死んだと想定することもできる。しかしその想定には、Eshの逝去時に、もしAšbが十分に成長していれば一人でアッシリアとバビロニアを統治できるため、その時点でŠšuのバビロニア皇太子の地位を取り消すことも含まれていたことになる。しかしそのような事態こそ、最大級の政治的混乱を招くのであり、Eshが最も避けたかったことである。したがって制定事項②の冒頭は「もしたとえ(šumma)アッシリア王エサルハドンが、その息子たちがまだ幼いうちに逝去したとしても」と訳出すべきであり、拙訳(2017、203)もそのように訂正する。

制定事項②-⑤はそれぞれ制定事項①に対する「付帯事項」と位置づけられる。そして制定事項②の主眼は、王子たちが幼くても王座に就け、決して代理者(摂政)などを置いてはならないことを定めていると考えられる。このようにESODの本文は、それぞれの構成要素のなかでの文脈にも注意を払って読む必要がある。

9. アッシュルバニパルの王宮浮彫に表現されたライオンに関する考察

渡辺 千香子・Jamie Novotny

新アッシリア時代の王アッシュルバニパルの北宮殿出土(ニネヴェ)の浮彫に描かれたライオンは、微妙に異なるたてがみのパターンが混在している。この違いが何を意味するかについて、これまで体系的な研究は行われていない。雄ライオンは首と肩の周りから下腹まで続いたたてがみに覆われて表現される。宮殿のC室北東~南東壁面には、合計18頭のライオンが登場し、そのうち14頭が雄である。これらの雄ライオンのたてがみは、毛の流れに沿って5~6本の筋が刻まれた毛の房がうろこ状に組み合わせられて表現される。一方、頬の周りのたてがみは、周囲と区別されて独立した「頬ヒゲ」として描かれる。この部分のたてがみは色がやや薄く明るい傾向にある。アリーナ内の14頭の頬ヒゲは、内側に向かって小さめの房が2列ずつ配列された合計4列並ぶ様式(Aタイプ)で描かれている。一方、C室南西壁面に描かれた10頭の雄ライオンについては、王が殺害するライオンと戦車周囲に描かれたライオンはAタイプである一方、向かい合う2台の戦車の間に位置する後足立ちのライオン、ならびに画面左側の3頭のライオンは、ストレートの斜線を引いて描かれた頬ヒゲ(Bタイプ)を有している。Aタイプは、王室庭園で飼われたライオン(E室)や、王に尾をつかまれたライオン(S1室)等にも確認される。一方、BタイプはS室とS1室に多く登場し、中でも王が広大な草原で戦車からライオンの群れと戦う場面を描いた浮彫では、Bタイプのライオンが圧倒的多数を占める。この部分の浮彫は銘文を伴い、ライオンの表記にアッカド語 *nēšu* ではなく *labbu* が使われ、さらに「激怒したライオン、獐猛な山生まれの種 (*labbi nadrūti*

ilitti huršāni ezzūti “rag[ing] lions, a ferocious mountain breed”）」と説明される。ライオンの死体を運ぶ際、Aタイプは家臣4人でライオンを肩に担ぐが、Bタイプは一貫して6人が身体の脇に抱えて運ぶ。ここからBタイプの方がAタイプよりも身体のサイズが常に大きかったことがわかる。この違いが何を意味するかについては、今後より詳しい美術・文献学的検証のほか、動物考古学・動物生態学等の各専門分野の見解を多角的に考察していく必要がある。

10. 「エサルハドン王位継承誓約文書 (ESOD)」の「申命記 (Dt.)」への影響：直接的文学的引用関係の痕跡を探る 高橋 優子

前9世紀から前8世紀（前710年頃まで）アッシリアの首都であったニムルド（カルフ）でエサルハドン王位継承誓約文書（Esarhaddon's Succession Oath Documents）が発見されたのが1955年であり、出版されたのは1958年であった。それまで類似の文書として知られていたのはヒッタイトの「条約」のみであり、申命記研究者はもっぱらヒッタイトの「条約」との並行関係を論じていた。しかし、ESODが9部発見された後には、申命記とESODの並行関係にも関心が集まるようになった。中でも、ESODと申命記28章の並行関係がもっとも注目されることとなった。それは、いわゆる「呪いのリスト」の内容が酷似しており、事柄の順序まで一致しているものがあるため、両文書間における直接的引用が明白と考えられるからである。

他に、ESODと申命記13章のパラレルにも関心が寄せられたが、これについては28章ほど直接的ではないことから、文学的依存関係は証明されるには至っていない。さらにESODと申命記6:4-5との並行関係への言及も一部に見られたが、これについてはさらに類似が限定的で、引用関係自体が曖昧な状態であった。そもそもESODと申命記に並行関係を見ることに対する批判も根強く存在してきた。例えば他の楔形文書資料にも申命記とのパラレルが見られること、アッシリアが衰退してからアッシリアの文書を使うとは思えないことなどから批判が行われてきた。

しかしアッシリア中心地から遠いテル・タイナト（古代名はクナリア、クヌルア、キナリアほか）でESODが2009年に発見され、2012年にテキストが出版されて以降、申命記（とくに13*・28*章）のESODへの依存関係が明白とみなされうる状況が生まれている。この点については自明と見なす一部の研究者と、それに反対する研究者が激しく対立しており、とくに新アッシリアの文書が直接的文学的影響をユダ王国の文書に与えた可能性をめぐって、以前と同様の状況が依然として続いている。ESODの影響を過小評価しようとする研究者たちは、Oral Traditionやレヴァント全体の文化など、特定不能の大きなカテゴリーにこの論点を吸収することに意を注いでいる。しかし発表者は、inverted quotation（交差的引用）というレトリックに注目することによって、直接的文学的影響を示すことは可能だと考えている。

11. エルサレムにおけるヘレニズム化：石切墓の形態から 長尾 琢磨

アレクサンドロス大王の東征、そしてディアドコイ戦争の結果として、ユダヤ地方は前4世紀末にはプトレマイオス朝の統治下に置かれることになった。プトレマイオス朝の統治は比較的寛容なものであったが、セレウコス朝の統治へと変わることによってその状況は一変した。セレウコス朝は古代ユダヤ教へと干渉を強め、それに対する反感から前2世紀半ばにはユダヤ人独立王朝であるハスモン朝が成立することになる。このハスモン朝が成立するまでのヘレニズム時代において、ユダヤ人の物質文化がヘレニズム化したことは、既に考古学的研究から明らかである。建築装飾はギリシア建築様式になり、土器の型式もペルシア時代から変化した。その一方で、文献資料研究からはユダヤ人の中にヘレニズム化に対して抵抗する一派があったことが分かっており、古代ユダヤ教の律法に関係する部分に関してはヘレニズム化に対する抵抗があったことが伺える。

このようにヘレニズム化は、受容と抵抗のせめぎ合いであったと考えられる。そして、その背景にはバビロニア捕囚を経て生じた律法の遵守という考えがある。しかし、土器や建築装飾などの考古学的研究からは、ユダヤ

人の律法に迫ることはできず、文献資料研究は物質文化に直結しないという問題がある。この問題を解決し、宗教的に強固な信念を持ったユダヤ人のヘレニズム化に対する反応を考古学的側面から明らかにするために、本発表では石切墓 (Rock-cut Tombs) を取り上げ、エルサレムとヘレニズム都市の比較を行った。

ヘレニズム時代の石切墓であるロクリ墓の形態の分類を行い比較を行った結果、エルサレムのロクリ墓はヘレニズム都市のものとは明確に異なった形態であり、前時代から続く集骨という埋葬方法に適したものであることが明らかになった。これを検証するため、エルサレムの前時代の石切墓であるベンチ墓と比較を行った結果、コの字型の母室のように形態が一致していることが明らかになった。これらのことから、ユダヤ人はヘレニズムからロクリを取り入れたことは明確であるが、その本来の用途である個人埋葬ではなく、前時代から続く家族埋葬を保っており、伝統的な埋葬習慣を維持していたと考えられる。

第2部会

1. ザグロス地方中期旧石器時代石器群の変異

西秋 良宏

西アジアの中期旧石器時代はアフリカから進出した現生人類とヨーロッパから南下したネアンデルタール人とが共存、交流、交替を演じた時期にあたる。その実態解明には出土する人類化石の同定、年代付け、遺伝的關係など古人類学的研究が重大な役割を果たすが、化石人骨の発見が稀な現状では、より普遍的に見つかる石器資料にもとづく文化史的研究が有効である。

本発表では、西アジア東部、ザグロス地域における中期旧石器時代石器群の編年について述べた。当地の中期旧石器は1960年代のJ. スキナーの比較研究によって、非ルヴァロワ系技術によって剥片削器を大量生産する石器群として定義された。そして、ルヴァロワ技術を基調とするレヴァント地方とは異なる伝統、すなわちザグロス地方ムステリアンとして一括されてきた。しかしながら、以後、多様性が認められることも指摘されており、その意味するところの検討が必要となっている。

本研究において石器群の類型を整理したところ、少なくとも四つの類型を認めた：(1) スキナーが指摘したような剥片削器を主とする石器群、(2) 剥片削器を主とするがルヴァロワ技術を高頻度で用いている石器群、(3) 尖頭器を多く含む長形ルヴァロワ石器群、(4) 両面加工石器をともなう石器群。次に、それらの編年について検討した。理化学年代が得られている(1)は、ムステリアン後期に位置づけられる。(1)と同様、ネアンデルタール人化石が産出している(2)も同時期の所産とみられる。(3)については、レヴァント地方、南コーカサス地方で年代のわかる類似石器群が出土している。それによれば、レヴァント地方においてはムステリアン前期に限定されるが、南コーカサスでは中期にまで存続していたとされる。地理的位置を考慮すれば、少なくともザグロス北部においては前・中期とみなせるのではなかろうか。一方、(4)に最も類似し、かつ理化学年代が得られているのはアラビア半島のムステリアン中期石器群である。分布がザグロス南部に限定されていることもその比定を支持している。

以上の結果を、石器編年と人類化石との対応研究が進展しているレヴァント地方編年と対比すると、ザグロス地方においてもムステリアン前期・中期には現生人類が展開しており、後期になって北からネアンデルタール人が拡散した、という作業仮説を提示できる。

2. クルディスタン原新石器時代における押圧剥離石刃製作の開始について

前田 修

肥沃な三日月地帯の東部、ザグロス山麓の原新石器時代から新石器時代には、押圧剥離技法による定型的な石刃の製作が発達したことが知られている。中央アジア方面から伝わったと考えられるこの技法は、この地域では紀元前10千年紀ごろの、ムレファータン、ネムリキアン石器インダストリーに代表される原新石器時代文化期に出現したと考えられ、以降、時期を下るとともに、洗練された砲弾型の石核を用いた高度な押圧剥離技法へと発展し、土器新石器時代までにはザグロス山麓全域に広く普及するようになる。しかしながら、押圧剥離技

法がこの地域に導入された初期の様相については、資料が少なく未だ不明な点が多い。

こうした状況の中、近年調査がおこなわれたイラク・クルディスタン自治区エルビル県の小ザブ川右岸に位置するサトゥ・カラ遺跡では、先史時代の堆積層から、原初的な押圧剥離技法による石刃製作に用いられたチャート製の細石刃石核および細石刃が出土し、初期の押圧剥離石刃製作技術の存在が示唆された。砲弾型には至っていない円錐型の石核を用い、側縁や背面の稜が平行になる定型的な石刃が製作されていた様子が窺える。放射性炭素年代によって紀元前11千年紀前半に年代づけられるこの遺跡の下層には押圧剥離の証拠がなく、上層において押圧剥離技術が登場する。上層の放射性炭素年代は得られていないが、押圧剥離技術の精度および周辺遺跡における石器形態との比較から、紀元前10千年紀ごろに相当すると考えられる。このことから、この遺跡における押圧剥離技術による石刃製作は、紀元前10千年紀ごろに始まったものと想定することができるが、これは、押圧剥離のない時期から、それが登場する時期への連続した変化を追うことができたはじめての事例であり、この地域におけるこの技術の *terminus post quem*（上限年代）を規定する重要な証拠であるといえる。

サトゥ・カラ遺跡の証拠は、肥沃な三日月地帯の東部においては、イラク・クルディスタン地方で一早く押圧剥離技術が登場するという従来の見解に合致するものであり、周辺遺跡の状況を合わせ見ると、この地方において、紀元前10千年紀頃に押圧剥離技術が登場し、その後、北メソポタミア、南東アナトリア、ザグロス南西部へとこの技術が普及した様相を見て取ることができる。

3. 西アジア鉄器時代集落の構造的考察：北メソポタミアおよびレヴァント地方における「都市」と「村落」クラス集落の比較から 西山 伸一

西アジア鉄器時代のセトルメント・パターン研究では、西アジアの広い範囲で青銅器時代のより階層的な集落間構造から大幅に変化したとされる。すなわち、「村落」クラス集落が増加し、「都市」クラス集落の中央集権的役割が弱まったという見解である（S. Mazzoni など）。さらに、ここ30年ほどで考古学踏査の範囲は広がり、各地における鉄器時代集落の分布や特徴もさらに解明が進んできた（T. J. Wilkinson, J. Ur など）。しかし、鉄器時代集落の構造的な特徴、およびその変遷については、南レヴァント地方の事例研究（Z. Herzog, P. Bienkowski など）を除きほとんど議論されてこなかった。

本発表では、近年発表者が推し進めてきたメソポタミア北東部、現在のイラク・クルディスタン地域の考古学調査から得られた考古学データを分析し、この地域に特異な構造をもつ鉄器時代の「都市」と「村落」クラスが存在することを紹介した（ヤシン・テベ遺跡およびカラート・サイド・アハマダン遺跡）。さらに、これらの集落構造をレヴァント地方の事例と比較することで、西アジア鉄器時代の集落構造における共通点、および相違点を考察した。

また鉄器時代「都市」クラス集落の「下の町」の構造についても、ヤシン・テベ遺跡の成果をもとに、特に円形プランの集落構造をもつ「都市」クラス集落について検討した。この構造をもつ集落は、北メソポタミアからレヴァント地方において数は少ないものの存在する。いずれもアッシリア帝国の直接支配あるいは地方拠点となった「都市」であった。このことからヤシン・テベ遺跡も意図的にこの集落構造を採用した可能性がある。

一方、「村落」クラス集落では、カラート・サイド・アハマダン遺跡やベスタンスール遺跡のような遺丘周辺に居住または防衛に関連する建造物が存在する事例がある。このタイプの集落構造はレヴァント地方の「村落」では確認できておらず、クルディスタン地域における特異な集落パターンの可能性もある。

鉄器時代は、小国家乱立状態から巨大な国家（新アッシリア帝国）が各地を統一支配するという劇的な政治的变化のあった時代であり、今後も「都市」や「村落」クラスの集落がどのように時代変化に対応していったのかを検討することは、鉄器時代の複雑な文化様相にアプローチする一つの有効な研究手段と考えられる。

4. 古代スーダンの鉄製品に関する研究試論：スーダン国立博物館所蔵資料から 関廣 尚世・Elgazafi Yousif

近年、スーダンのメロエ遺跡では、UCLとカタール考古学プロジェクトが発掘調査や製鉄操業実験を行ってきた。本発表では第14回スビア国際学会で報告された成果概要をまとめ、UCLとカタール考古学プロジェクト以前の調査研究成果と比較した。

スーダン最古の鉄製品は、ナイル川第3急湍域にあるトンボス遺跡で2011年に出土した紀元前10世紀頃の鉄轡と考えられている。同遺跡では、2005年にも紀元前8世紀末頃の鉄槍が出土している。ヌリのピラミッドから出土した資料も考慮すると、少なくとも紀元前4世紀半ばごろまでは、鉄製品は奢侈品であり、呪術的な目的にも用いられていたことを示している。他方、紀元前4世紀から紀元前2世紀の間は鉄製品の出土量が減少することが指摘されており、紀元前1世紀以降、再び出土量が増加することが指摘されている。この事象について、発表者は第57回の口頭発表時に新たな技術伝播と物質文化の確立、アプデマク神信仰とのかかわりを指摘した。

UCLとカタール考古学プロジェクトの調査研究成果は製鉄技術の復元に大きく貢献しているが、技術の系譜、鉄という素材が持つ社会的・文化的背景、製品流通については、その成果をもってしても十分に検討されているとは言えないため、今後、検討が必要である。

紀元後における鉄の実用化と関連すると考えられるため、この検討作業には、古代から近代までの資料で構成されるスーダン国立博物館所蔵品を対象とし、形式学的検討を手始めとする。これは、同博物館収蔵資料の活用という面でも意義があり、日本とスーダンが続けてきた学術文化交流をより深化させる目的もある。

本研究は、JSPS科研費JP18H00024『持続可能な開発目標に基づくスーダン国立博物館所蔵資料の研究』により実施する。関係者に心から感謝したい。

5. 広域測量による南インド巨石文化遺跡の検討

上杉 彰紀

前1千年紀を中心にインド半島部に展開した南インド巨石文化は、墳墓をその最大の特徴としており、各地に数十～数百基によって構成される墳墓群が分布している。墳墓の形式には地域性が存在していることは以前から指摘されてきたが、それらがどのような地形環境にどのようなパターンをもって分布しているのかほとんど議論されていない。墳墓群、すなわち集団墓地が一定期間にわたって特定の場所に維持されていたということは、それが南インド巨石文化の社会＝文化的景観を構成する主たる要素であったことを示しており、墳墓群の分布パターンを検討することは南インド巨石文化の空間的特質を理解することにつながるであろう。発表者が実施した広域分布調査によると、マハーラーシュトラ州東部ではなだらかな丘陵地帯に墳墓群が分布しており、中には集落遺跡に近接して墳墓群が造営されている事例も確認される。一方、カルナータカ州からアーンドラ・プラデーシュ州域では独立丘陵上に墳墓群が立地している事例があり、集落とは地形的に隔絶した場所に墳墓群が築かれていたことがわかる。テランガーナー州では独立丘陵の裾に墳墓群が展開する事例が確認され、特定の地形を明確に意識した分布パターンを示す。ケーララ州でも丘陵上に墳墓群が立地する事例が多く確認されるが、カルナータカ州域とは地形環境が異なるため、特定の地形と墳墓群の対応関係は緩やかなものとなっている。また、1～2基程度の少数の墳墓によって構成される遺跡が散在する事例が多いのもこの地域の特徴である。このように各地で異なる墳墓群の分布パターンと地形環境との結びつきを認めることができ、墳墓群と各地の社会集団との結びつきのあり方が地形環境という要素を介して多様であった可能性を指摘することができる。

6. 古代エジプト、末期王朝時代からプトレマイオス朝時代の単純埋葬の埋葬方法に関する一考察 米山 由夏

古代エジプトでは、王や高官の墓に見られる様な岩窟墓や神殿型平地墓などの他に、単純埋葬と呼ばれる埋葬がある。単純埋葬は、身分の低い人々の埋葬として考えられており、副葬品をほとんど持たない、簡素な埋葬として知られている。Simple Burial（単純埋葬）やSurface Burial（表層埋葬）などと呼ばれ、本発表では前者の日本語訳を使用する。

本発表では、末期王朝時代からプトレマイオス朝時代における単純埋葬の埋葬方法について分析し、経済的な差異が存在するかどうかを明らかにすることを目的とした。埋葬における経済的差異の研究としては、副葬品にスコアを付したりチャーズの中王国時代の研究、デベンを用いたメスケルの新王国時代のデル・アル＝マディーナの研究、和田氏のコム・マディーナト・グループの研究が挙げられる。また、当該期に関連する研究としては、階段ピラミッド西側におけるプトレマイオス朝時代の子供の単純埋葬に着目したラドムスカの研究が挙げられる。

こうした先行研究を踏まえ、ミイラ処理や土坑などの埋葬形態、副葬品の有無や種類からグループ分けを行い、さらに大人と子供の埋葬も分けて分析することとした。分析の方法としては、次の5つの要素を設け、グループ分けを行った。1. ミイラ処理なし、2. ミイラ処理あり、3. 土坑や周壁または棺で埋葬され物理的な保護がある、4. 副葬品による呪術的な保護がある、5. 金の装飾を持つ。これらの要素を、それぞれの埋葬がいくつ持っているかという点に着目し、分類した各グループに経済的差異があるかどうかを考察した。

分析の結果、A・B・C・Dと4つのグループに分けることができた。Aは4つの要素を含み、Bは3つ、Cは2つ、Dは1つの要素を持つ。さらに、①(A, B)、②(B)、③(C)の集団に分けられ、それらが経済的差異を示していると考えた。このことから、これまで一様に身分の低いと考えられてきた単純埋葬は、実際はより複雑な経済的差異を持つ埋葬であったことが考えられる。また、子供の埋葬についても、経済的差異に関しては大人とおおよそ同様の傾向が得られた。以上の成果をもとに、今後は当該期の社会状況や文化的背景との関係についても追求していきたい。

7. 京都大学総合博物館エジプト考古資料・コプト織物について

横山 操

京都大学総合博物館エジプト考古資料群は、京都帝国大学初代考古学教室教授であった濱田耕作博士が、イギリスのロンドン大学教授のフリンダース・ベトリー博士のもとに留学したことを契機として京都大学に移管・寄贈されたものである⁽¹⁾。2011年秋、総合博物館開館10周年特別展“埃及考古”の展示企画に際して調査を行い、年代や素材、製作技法について考察を加えてきた⁽²⁾。その後、京都大学総合博物館主催国際シンポジウム“From Petrie to Hamada Egyptian Antiquities of Kyoto University”を経て⁽³⁾、コプト織物のほか、ミイラ布断片や草履など繊維製品を対象として放射性炭素年代測定を行った⁽⁴⁾。

これらの調査によって、京都大学総合博物館エジプト考古資料群におけるコプト織物は、3世紀から13世紀までコプト全時代の特徴を広く網羅するように資料が選定されていること、世界最古級の貝紫染織物を含むことを明らかにした。

フリンダース・ベトリー博士と濱田耕作博士が教育的配慮をもって収集・選定した京都大学総合博物館エジプト考古資料・コプト織物は、制作年代、地域、装飾、素材、技法のバリエーションに富む、世界的にも貴重なコレクションである。エジプト出土織物の編年、すなわち、コプト、ビザンツの時代からローマ、ギリシャ時代までを論じるにおいて、不可欠の基準資料であると位置づける。今後も、当資料群を基礎資料とし、文理融合した学際的調査研究の集成として、議論を深めていく所存である。

注・参考文献

1. 京都大学大学院文学研究科考古学専修、京都大学総合博物館（編）2016：『京都大学総合博物館考古学資料目録：エジプト出土資料』京都大学総合博物館。
2. 京都大学文学研究科考古学研究室、京都大学総合博物館（編）2011：『埃及考古 ベトリーと濱田が京大エジプト資料に託した夢』京都大学総合博物館開館10周年記念企画展図録、アクティブKEI。
3. 横山操他 2015：「京都大学総合博物館所蔵コプト織物の調査：分光法による染料分析」『考古学と自然科学』68号、1-19；横山操他 2016：「京都大学総合博物館 エジプト考古資料コプト織物について」『第23回ヘレニズム～イスラーム考古学研究会』ヘレニズム～イスラーム考古学研究会。

4. Yokoyama, M. 2016: “The Coptic textiles stored in the Egypt Collection of Kyoto University Museum: Spectroscopic Analysis of Dyes, Radio Carbon Dating and $\delta^{13}\text{C}$ analysis,” Proceedings of SPIRITS Symposium from Petrie to Hamada: Egyptian Antiques of Kyoto University.

メトロポリタン美術館名誉館員・梶谷宣子氏からのコプト織物に関するご教示に深く謝意を表します。

8. イシス信仰の終焉：ヘサ島の再評価を中心に

坂本 翼

かつて、エジプトの最南端の第一急端地域に、ヘサ (Hesa) と呼ばれる島が浮かんでいた。二十世紀初頭に初めて考古学的調査の対象となったこの島は、当地域に生きた神官団の埋葬地であり、考古学的には、プトレマイオス朝時代の墓域 (Cemetery 3) とキリスト教時代の墓域 (Cemetery 2) が見つまっている。ここでいう神官団とは、フィラエ島でイシス女神を崇拝していた知的階級であり、該期の碑文史料にしたがえば、彼らは十日毎にビゲー島へ渡りオシリスの埋葬地を訪れていたことがわかっている。本発表では、ヘサ島の再評価を通じてイシス神官団の実態に迫るとともに、古代エジプトの聖刻文字がその姿を消す後4世紀中葉を焦点とし、キリスト教の到来前夜、彼らが直面していたであろう状況に考察を加えた。

出発点となるのは、第一急端地域で見つかった数枚の硬貨である。Cemetery 2からはテオドシウス1世 (347-95), Cemetery 3からはコンスタンティヌス1世 (314-17) とコンスタンティヌス2世 (337-40), Cemetery 7の周囲ではコンスタンティヌス2世 (348-51) の硬貨が見つまっている。そのほとんどは表面採集されたものだが、いずれも後4世紀中葉に年代付けられることを考慮すると、硬貨の分布が当時の活動を面的に反映している可能性が高い。先行研究で見過ごされてきたこれらの硬貨は、その史料価値を肯定的に評価するならば少なくとも、①Cemetery 2の上限年代がテオドシウス1世治世に求められること、②Cemetery 3の下限年代がコンスタンティヌス2世治世に求められることを示している。言葉を換えれば、イシス女神を崇拝していた神官団の埋葬地が後4世紀中葉に放棄されてまもなくキリスト教信者の埋葬地が形成されたことを示し得るものだが、その背景を考察するうえでCemetery 7の出土硬貨は示唆的である。というのも、本硬貨は、外傷を負った100体以上の遺体が埋納されたピット内部で見つかったものだからだ。出土硬貨がコンスタンティヌス2世のものであることを踏まえると、これら遺体も彼の治世中に殺害されたということにほかならず、翻って、後4世紀中葉、第一急端地域では何らかの争いが生じていたことを示す有力な手がかりとなる。本発表では、この争いが、当時勢力を増しつつあった異民族 (プレミー) の侵入を引き金として生じた可能性を指摘し、プレミーの本格的関与がイシス信仰の終焉を導くものとなったと結論付けた。

9. Spatializing the Topography of Islamic Alexandria for Sustainable Development-Historic Maps via Remote Sensing, GPR and GIS

Mohamed Soliman · Abbas Mohamed Abbas

A narrow strip of land between the Mediterranean Sea to north and Lake Mareotis to south was an excellent site for a city. In 332 BC a Greek architect Deinocrates of Rhodes was asked to build Alexander's new city. The streets lay in a crisscross pattern planned into five quarters named after the first five Greek characters. Many splendid buildings were built, a magnificent lighthouse erected on the Island of Pharos that was one of the Seven Wonders of the Ancient World. The Pharos was joined to the mainland by overpass, a thick wall built in the sea called the Heptastadion encompassed with the Great Harbor to east and the Eunostos Harbor or "Harbor of Safe Return" to west. A 17 km long canal was dug from the nearest branch of the River Nile to conducts fresh water into a complicated underground network beneath Alexandria.

Alexandria shrank after the Arab conquest in 641 CE by Amr ibn al-Aas due to several aspects, mainly establishing el-Fustat as a capital of Islamic Egypt, migration of the Romans and Jews and demolishing the fortifications by Amr ibn al-Aas to prevent potential attacks of the Byzantine. Furthermore, the shoreline has been

shocked by violent earthquakes subsided the northern strip. Alexandria extends again throughout the successive Islamic eras, but most of the recent historic topographic features have been changed during the 19th century due to the European modernization trend trespassed the city.

Alexandria was surveyed by travelers, officers, and spies for several purposes produced historic maps; some were not precise enough due to technical reasons or rushing. Chosen historic maps extracted from; “Atlas Historique de la ville des ports d’Alexandrie” edited by M. Gaston Jondet in 1921 CE, includes 55 maps for the topographic evolution of the city since Ugonem Comminelli’s maritime map in 1472 CE to M. G. Jondet’s map in 1920 CE. Passing through the Napoleonic map (1798–1801 CE) and Mahmoud Pasha el-Falaki’s (the Astronomer) in 1859 CE, who surveyed Alexandria for scientific purposes responding to Khedive Ismail’s order (1863–1897 CE), both of them considered the most accurate historic maps of the Atlas. El-Falaki’s map shows ancient natural and human landmarks still exist so far; lead to trace the topographic changes. However, Alexandria is a perfect multilayered city; so that exploration has priority, but has a negative impact causing widespread terrestrial subsidence.

The application of GPR in archaeological assessment is quite known procedure. Three areas have been examined using GPR technique at Alexandria. These areas are Sultan Husain Street, Khartom Square and Nabi Danial Street. The investigated sites were selected based on the previous archaeological information. For this study, the used GPR device is the unique Russian system LOZA model LOZA-V. The system was attached to 200 MHz bi-static antenna operated is point mode. The data was significant and has indicated the possibility of archaeological remains. Some other features were noticed which require additional geophysical techniques. Therefore, another episode of geophysical survey is recommended.

In that context, spatializing the historic topography of Alexandria via remote sensing and GIS build informatics database supports the national sustainable development strategy of 2030, mainly the capacity of the urban area, roads, traffic and transportation, add to the tourism industry.

10. 十字軍期南レヴァント地域における農業集落の性格：ベイティン村発掘調査の成果に基づいて 杉本 智俊

イスラエル国とパレスチナ自治区には、現在多数の十字軍期の農業集落遺跡が残存しており、それらは形状（構成要素）から4つに類型化することができる。①塔のある建物群に囲まれた中庭を持つ集落、②塔のない建物群に囲まれた中庭をもつ集落、③中庭をもつ独立した建物、④中庭を持たない集落、である。③には、周囲に集落を持たないものと、集落から離れた丘の頂上に建つものがある。①の代表例としては、ar-Ram, Burj Bardawil, Mi’ilya, Burj Ahmar, ②の例としては Khirbet Ka’akul, Horbat She’eri, ③の例は Aqua Bella, Bir Zeit, ③のうち丘の上のものは At-Taiyba, Sinjil, Tsuba, ④は al-Qubaiba, al-Kurum, al-Biraをあげることができる。

これらの遺跡の年代ごとの所有者、住民を文献史料を通して確認したところ、以下のような傾向を認めることができた。まず、①の集落は12世紀前半のものが多く、地方の有力者個人の所領となっており、住民は東方キリスト教徒かフランク人であった。一方、④の集落は、ほぼすべて1160年頃に聖墳墓教会によって開拓された *noua villa* であった。①の集落の中には、1160年前後に形状は維持したまま教会や騎士団の所有に移るものも多かった。すなわち、この時期になると、個人に頼った地域開発ではなく、より大規模で計画的な農村開発が行われたことが考えられる。また、④が周壁を持たないことに注目すると、十字軍国家がその支配と安全性に自信をもっていたことが窺え、エルサレム王国支配の頂点の時期だったと思われる。ブルジュ・ベイティン遺跡も構造上①に属する集落であり、12世紀前半はイブラン家のバリアン1世の所領であったが、1159/60年には聖墳墓教会の所領となったことが知られる。これは、これら農業集落全体の歴史的経緯と合致するものといえよう。

②の集落については、フランク人による史料での言及が一切なく、十字軍期以前から継続しているものが多い。発掘者たちは、これらがムスリム住民のものであったとしている。③の例は少なく、おそらく特殊な用途のもの

であり、特に丘の頂上にあるものは1170年以降建造のものが多い。この最後の類型は、サラディンの脅威を感じ始めた十字軍集落が後から付け加えた建物だと思われる。

第3部会

1. エジプト第1王朝のサッカラ墓地における付属墓について

中野 智章

前3000年頃に始まったとされるエジプト第1王朝の王墓地に関しては、長らくアビドスとサッカラがその候補に挙げられていたが、前者における1970年代からのドイツ隊並びに1990年代のアメリカ隊による調査や各種研究の進展によって、現在ではアビドスが王墓地であったとの認識が広く支持されている。

その一方で、サッカラ墓地の被葬者像をめぐっては2000年代に入って再び議論が活発化している。本発表ではその点につき、大型マスタバ墓に付属する小型墓の観点から考察した。

それら付属墓の数は墓によって異なり、第1王朝の末に掛けて減少する。形状はトレンチ状の墓壙を日乾煉瓦壁で区切るものから独立したものへと変化しており、副葬品の組み合わせは土器や石器などが大半を占める。また被葬者についてはアビドスのようにベットであったとされる犬などの埋葬は見当たらず、男性が多い。文字資料はほとんど出土しない。

そして付属墓を有する大型マスタバ墓は、最初期に建造された3357号墓を基点とした場合に墓地の南半分集中し、それらの墓からは王子や王女といった王族の名前や称号が出土するほか、北半分の墓とは異なる装飾や構造に加え、土器類の集中的な副葬も見られる。そのため、付属墓は王子や王女といった王族を埋葬した墓に付設されたものであったと推察される。

今後はこうした付属墓がなぜ第1王朝に入ると築かれたのかという問題を、墓に残る葬祭儀礼の痕跡とあわせて考察すると共に、サッカラ墓地に近接する「中級の（人びとの）墓地」と呼ばれる小型墓列や、ナイル川の対岸に位置する、時代的にも近いヘルワン墓地などと比較することによって、メンフィス域、ひいては初期国家におけるエリート層の葬祭に関するさらなる手掛かりを見出していきたい。

2. クフ王第2の船の木材搬入方法について

柏木 裕之

発表者は本学会第56回大会において、「古代エジプト、クフ王第2の船 船坑の掘削手順について」と題した研究発表を行い、船材（木材）を納めた堅坑（船坑）の掘削とそれを覆う蓋石の設置は、同時に進められた可能性を提示した。この仮説が正しければ、木材を搬入する際、蓋石は既に据えられていたことになる。

39枚の蓋石は西から順に並べられたと考えられ、このうち東端から8枚目までの一群と9枚目から西の一群では、岩盤との隙間の詰め方に違いが認められた。詰め物は内部に隠れるため、一連の作業でやり方を変える理由は見当たらない。むしろ両者の間に時間差があり、その間に木材が入れられた可能性が考えられる。すなわち、東側の蓋石8枚分（東西約5.3 m、南北約2.6 m）のスペースを木材搬入口と想定することが可能である。

東側8枚の蓋石には薄い石材が複数含まれていた。厚さを薄くすることで設置回数は増えるが、重量が軽減されるため作業は容易になる。東側8枚の蓋石を据える時、既に木材は入れられており、限られた足場のなかで慎重に下ろさねばならず、そのための工夫として重量の軽減が図られたと解釈することができる。

船坑の東側には、船坑に向かって下る幅約1.5 mの傾斜路が、岩盤を削って作られていた。最長の部材は約23 mと見積もられ、そのままでは想定した東側の搬入口から入れることはできない。しかし傾斜路を用いれば内部に挿入できることが図上で確認できた。また想定搬入口を取り囲むように直径15 cmほどの窪みが穿たれており、重量のある大型部材を搬入するときの足場あるいは何らかの装置の支柱が収められていた可能性が挙げられる。

解体された部材は、当初の船の姿を強く意識して置かれていたが、船体上部の甲板や甲板室は中央から西側に片寄っており、特に甲板室のパネル状部材は西側に積み上げられていた。蓋石がなく上から部材を下ろしたならば、当初の船における位置を正確に反映した並べ方が可能であったと推測される。西側に片寄っていた理由は、

部材が東側から挿入され、かつ搬入口付近を空ける必要があり、奥（西）へ詰めたためと説明できる。

以上を勘案すると、木材は東側の一面から滑り込ませるように挿入されたという想定は一定の妥当性を有し、木材搬入時、西側の蓋石31枚は既に設置されていたと考えられる。冒頭で提示した、岩盤の掘削と蓋石の設置は並行して行われたとする仮説もまた、一定の蓋然性をもつといえよう。

3. 番付分析を用いたクフ王第2の船甲板梁の配置に関する検討

山田 綾乃

本発表は、クフ王第2の船の構造解明研究の一環であり、甲板を支える甲板梁の配置について、部材に記された文字資料（番付）の分析を頼りに検討するものである。

甲板梁の総本数は、舷壁と甲板桁に施された梁を取めるための矩形の欠き込みの数から、クフ王第1の船の梁と同数の50本となることが確認されている。そこで、第1の船甲板梁の配列および全長データを、第2の船甲板梁の断面形状・全長・番付と比較しながら、配置を推定した。

断面形状は例外的な幅広の梁と化粧梁を除いて、矩形と凸型の2種類に分類され、凸型の断面を持つ梁はその両肩に甲板パネルの縁を載せ支える設計と推察された。また8本の梁側面に確認された文字は、ファイル・マーク（*phyle marks*）と呼ばれる4種類の文字のうちの3種類（*B-wr*, *w3dt*, *imy-nds*）と、数字により構成されていた。この数字は、凸型の梁を起点とした場合に当該甲板梁が何番目に位置するかを示していると判断され、断面形状および全長も第1の船の類例と合致することから配列が確定された。

その結果、番付の記し方についても法則性が明らかになった。まず、ファイル・マークの分布から、甲板梁全体が4種類のファイル・マークによって4区画に区分されていることが推察された。その順番はかつてヘルクが指摘したファイル・マークの序列とも合致していることが注目される。また、*w3dt*に付随する数字は船首側から順に数えられているのに対し、*B-wr*と*imy-nds*の文字に付随する数字は、船尾側を起点に振られていることも明らかとなった。両マークのみ併記された*nfr*の文字は建築の基準を表す際にも用いられることから、ここでは船尾側から番付を記していることを表すためと推察される。このような番付の方向性の違いは、右舷・左舷の違いと関係しているのではないだろうか。ファイル・マークは、序列だけでなく、*imy-wrt*と*w3dt*は右舷、*B-wr*と*imy-nds*は左舷に分布するという特徴が第1の船で指摘されている。また甲板室側壁でも同じく左舷側だけ船尾側から番付がなされていた。このような現象は、あえて左舷側だけ船尾側から数えることを意識したからではなく、右から左に文字を記す古代エジプト語の書法の影響と推察される。*w3dt*の文字が記された梁と、*B-wr*と*imy-nds*の文字が記された梁は、それぞれ別集団によって作られた結果、両者の方向性が反対になったのではないかと考えられた。

4. エジプト・ダハシュール北遺跡の中王国時代における葬制の特質とその背景

矢澤 健・吉村 作治

日本学術振興会科学研究費補助金の助成を受けた「葬制から見た古代エジプト文明の変化とその社会的背景に関する学際的研究」（研究代表者：吉村作治）の主要テーマとして、前2千年紀における葬制の変化について発表者は研究してきた。当該時期の葬制における転換点の1つは中王国時代にあると考えられ、ダハシュール北遺跡から見てきた当時の葬制の特質とその背景について本発表で報告した。

発表者は過去にダハシュール北遺跡の中王国時代の墓を規模からLarge, Middle, Smallに分類しており、サイズと社会階層の高低には相関があることを指摘した。Large, Middleサイズからは「宮廷タイプ」と呼ばれる高位の人物に特徴的な副葬品が発見されており、近隣のピラミッド墓地に葬られた王族・高官までには達しないが、比較的高位の人物が埋葬されていたと推測される。

「宮廷タイプ」では、被葬者は冥界の王オシリスに擬えられ、オシリスの再生・復活の儀礼に関連した副葬品が納められる。本遺跡のMiddleサイズからは「宮廷タイプ」に特徴的な副葬品（穀竿）とともに、動物を象ったファイアンス製小像が発見された。この遺物は「宮廷タイプ」とは共伴しないと考えられていたが、このタイプの像

は「魔除けの杖 (Magic Wand)」とともに出産における母子の呪術的保護の役割を担っていたと推測されており、墓では死者がオシリスとして来世で再生する際の保護のために副葬されたと近年考えられている。従って、小像の副葬は「宮廷タイプ」と共通する他界観 (死者のオシリス化) が背景にあったと推測される。また Small サイズでは、人型木棺に見られる王の衣装の画像や、ミイラマスクの顔が黒色に塗られるなど、冥界の王であるオシリスを意識した装飾が施されていた。

ダハシュール北遺跡の資料から強調されるのは、死者は冥界でオシリスになるという他界観が浸透していたことだけでなく、それを埋葬で表現することが幅広い階層で許容されていた事実である。中王国時代にはオシリス神信仰が隆盛し、後期には王族以外の人物が直接神を崇める姿で表現されたステラが出現していた。王を介さない人と神との直接的な交流である「個人的信仰 (Personal Piety)」が当時育まれていたと考えられており、中王国時代後期の葬制の様相は、こうした宗教観の変化を反映していた可能性がある。

5. エジプト新王国時代、黒色木棺の編年に関する一考察

石崎 野々花

エジプト新王国時代には、死者を埋葬するための葬具として人型木棺が用いられていた。特に、第18王朝トトメス3世から第19・20王朝時代には、黒色の下地に黄色で彩色された木棺型式 (黒色木棺) が使われていた。この型式の編年は、ヌウト女神の表現方法や手の位置、ネブのモチーフ、襟飾りの模様を基準として組まれている。これによって、黒色木棺の大まかな変遷が明らかになった。しかし、検討された属性が少なく、破片資料の年代を決めることは難しいのが現状である。破片資料に年代観を与えるためには、年代決定の指標となる属性の更なる検討が必要である。

そこで本発表では、前述した特徴以外の属性に焦点を当てて分析をおこなった。分析対象は、主にテーベから出土した人型木棺である。これらの資料に見られる (a) 銘文帯の内容・本数、(b) 頭頂部・足裏部に描かれる女神の姿勢、(c) 足部構造の3点の属性に着目した。そして、属性間の共伴関係や、前後の木棺型式等との比較を通じて、各属性に見られる時期差を明らかにした。

その結果、現時点の傾向として以下の特徴を捉えることができた。

- (a) アメンヘテプ3世治世より前は、棺蓋中央に供養文が書かれた1本の銘文帯が配置されている。一方で、それ以降には棺身あるいは棺蓋の両側面にも銘文帯が追加され、中央の銘文帯にはヌウト構文が書かれる。また、棺身側面にトト神と死者の書呪文116が描かれる例も出現する。
- (b) シェンリングに手を下ろす姿勢はトトメス3世からアメンヘテプ3世治世下の資料にのみ見られる。
- (c) トトメス3世からアメンヘテプ3世治世下には、棺蓋胴部の上に足先形の部材を配置する方法が支配的である。また、棺身では、蟻形の凹凸を使って足部と両側面を組み立てる方法も見受けられる。一方で、それ以降には棺蓋両側面に、足部にあたる板状の部材を組み合わせる方法へと徐々に変化する。

これらの傾向に、先行研究が提示した属性を加えると、黒色木棺を4フェイズに再分類できる可能性があるとの結論づけた。本研究は日本学術振興会特別研究員奨励費 (課題番号: 18J22188) による成果の一部である。

6. ヘリオポリス出土のトウトアムン王銘入りレリーフ・ブロックについて

河合 望

トウトアムン王は、アクエンアテン王によるアマルナ宗教改革の失敗後にアテン神を唯一の国家神とする信仰から、再びアメン神を中心とした伝統的宗教への復興を推進したとされる。この信仰復興については、所謂『信仰復興碑』に記述があるが、エジプト全土の諸神殿における具体的な建築・修復活動の詳細については明らかになっていない。本発表では、トウトアムン王の信仰復興の具体的な証拠の事例として、太陽神ラーの聖地であるヘリオポリス出土の同王の銘のある4点のレリーフ・ブロックについて取り上げた。これらについては、ヘリオポリスのアラブ・アル=タウィールで発見されたラメセス2世が造営した聖牛ムネヴィスの墓で建材として再利用された状態で出土し、1919年にダレシーが簡易な報告を発表しているが、その所在が不明となっ

ていた。発表者はカイロ・エジプト博物館の地下収蔵庫にて当該資料を再発見し、調査を実施した。

第1のブロックは、2つの装飾面をもち、片面には「ヘリオポリスにいるアメン神、天空の支配者」の神像が描かれ、もう片面には「テーベのコンス神、ネフェルヘテブ」の神像が描かれている。それぞれの面にはトゥトアメン王の「黄金のホルス名」が刻されている。このブロックに表されたアメン神とコンス神はテーベの神であり、トゥトアメン王が、太陽神ラーの聖地であるヘリオポリスにアマルナ時代に否定されたアメン神とコンス神の祭祀を復活させたことを示唆する。第2のブロックには、下エジプト第2ノモスのサインを頭に載せた豊穡の神が供物を運ぶ姿が描かれ、供物の上にはツタンカーメン王の即位名を改竄したホルエムヘブ王の即位名が認められる。第3のブロックには、現在のカイロのバビロンの豊穡の神がトゥトアメン王を迎える内容の碑文が彫られている。第4のブロックにはトゥトアメン王の「ホルス名」が記されている。

これらのレリーフ・ブロックの碑文と図像の検討から、これらはトゥトアメン王が、アメン神信仰復興の一環として、太陽神ラーの聖地であるヘリオポリスに造営したアメン神に関連する建造物の一部であることを指摘した。しかし、この建造物では、トゥトアメン王の名前がホルエムヘブ王の名前に書き換えられ、ホルエムヘブ王の記念物となり、最終的にはラメセス2世の時代に破壊され、ムネヴィス牛の墓の建材として再利用された。

7. アマルナ時代の音楽に関する一考察：TUT's Trumpetsの分析・考察を通して

野中 亜紀

古代エジプト新王国時代第18王朝末のトゥトアメン王墓（KV62号墓）からは、トランペット（TUT's Trumpets）、クラッパー、シストルムがそれぞれ2点ずつ出土している。中でもトランペットは、出土遺物の中で唯一演奏が可能な楽器であるとともに、西洋音楽で使用されるトランペットの原型と位置づけられてきた。

先行研究では、これら2点のトランペットは対をなすものと解釈されてきた。しかし、2点はそれぞれ、玄室の東南の角、前室の箱の中から発見されている。加えて、前者のトランペットのベルには、後に追加されたと考えられる神々の図像が描かれていた。これらのことから2点のトランペットはそれぞれ別の用途で作成された可能性があると考えられる。

1939年にイギリスBBC放送にて、「チェリー・ピッカーズ」のバンドマンであるジェームズ・タバーンが吹いたものが代表的な録音実験として挙げられる。この際、タバーンはTUT's Trumpetsを使用してファンファーレを奏でた。このことから、アマルナ時代のトランペットはアンサンブルにおける1つの楽器、もしくは歌の伴奏楽器であると解釈されてきた。しかし、本発表では共鳴特性のシミュレーション結果も示し、TUT's Trumpetsからは実際には1音もしくは2音しか音が出ないことを示した。

2点のトランペットの出土状況、碑文および図像の分析、実際の音の予想などを検討した結果、

- 1) 副葬場所から、トランペット2点は別の目的で使用されていた可能性が高い。
- 2) 実際に出たと予想される音や図像資料から、伴奏楽器と捉えるのには無理がある。
- 3) 軍隊における信号楽器の役割を担っていた可能性が高い。
- 4) トウトアメン王墓から出土した楽器には、単音楽器としての共通性がみられる。

との仮説を論じた。

今後はトゥトアメン王墓出土の他の楽器との関係性も含め、音楽学とエジプト学双方の観点から研究を進める所存である。

8. 古代エジプト、青色彩文土器の生産地の変遷について

高橋 寿光

古代エジプト、新王国時代第18王朝中期から第20王朝初期にかけて、動植物の文様で緻密に装飾された、青色を基調とする青色彩文土器が見られる。輸入コバルトを着色剤とする特殊な青色を使用していることなどから、限られた工房で製作された特別な彩文土器と考えられている。

これまでの青色彩文土器の研究により、第18王朝中期のアメンヘテブ2世時代から第18王朝後期のアマルナ時代にかけて、製作技術が次第に簡略化することを示し、そこから青色彩文土器の生産地の増加の可能性を指摘した。製作技術の簡略化により、それほど高い技術を持たない絵師・土器職人でも青色彩文土器が製作できるようになったと考え、生産地がそれまでの限られた場所から広がっていったと考えた。

これを受けて、本発表では、青色彩文土器の製作技術の研究から示された生産地の広がりについて、実際の出土資料から検証を行うこととする。青色彩文土器の生産遺跡がこれまで発見されていないことから、ある程度のまとまりで出土した場所が生産地を反映しているとし、製作に関わる「胎土」、「器形」、「文様」の3つの項目の比較を行うことで、同じ場所で生産されたのか、別々の場所で生産されたのかについて判断してみたい。

実際の出土資料を見てみると、新王国時代第18王朝後期のアマルナ時代以前では、サッカラ、アマルナ、ルクソールといった王宮のある中心地に出土が集中しており、王宮などの限られた場所で生産が行われていたと考えられる。一方、第18王朝後期のアマルナ時代より後では、カンティール、サッカラ、グラープ、アビュドス、ルクソール、エレファンティネなど、エジプト各地で青色彩文土器が出土するようになる。地域ごとに胎土、器形、文様を比較してみると、相違が見られることから、それぞれの地域で個別に生産されていたと考えられる。実際の出土資料の検討から、製作技術の研究から示した生産地増加の可能性は、ある程度の蓋然性を持つことが明らかとなった。

生産地の増加により、それまで王宮や王に関連する遺構などの限られた場所で使用されていた青色彩文土器が、より多くの人々や地方の人々にも使用されるようになったと考えられる。

9. アコリス遺跡出土の「結びの護符」

和田 浩一郎

近年、中エジプトのアコリス遺跡の集落域から、複数の結び目がつけられた環状の紐や、動植物起源の芯材に糸を巻きつけた遺物がいくつか出土している。このような遺物の類例・報告例はそれほど多くないが、アコリスと地域的・時期的に近いものがいくつか知られている。

古代エジプトの護符といえば、石やファイアンスで製作された、神像や象形文字の形態を持つものがよく知られている。しかし王朝時代の呪術／医術パピルスを参照すると、亜麻布をはじめとする有機質の素材で製作されたものも多種存在していたことがわかる。その代表的なものが「結びの護符 (knot amulets)」である。祈祷文を朗読する回数に応じて紐に結び目を作り、そこに言葉を繋ぎ止めることで護符としたものである。祈祷文の内容から、紐の素材、結び目の数、身につける場所はさまざまであったことがわかる。このタイプの護符への言及はピラミッド・テキストにも認められ、また製作自体が容易なことから、古くから存在していた可能性が考えられるが、現存するのは新王国時代以降のものにはほぼ限定される。

既知の類例やアコリス遺跡出土例を観察すると、素材や結び目の数は確かに多様であり、祈祷文の内容とは合致しないものが大半を占める。おそらく低い社会階層までを含む幅広い人々の間で、さまざまな結びの護符が作られ、使用されていたものと推測される。さらにアコリス遺跡では、こうした護符が道端に捨てられた可能性を示す出土状況が見られた。護符の廃棄に関する情報は非常に限られており、この種の遺物のライフヒストリーに新たな光を当てることができる可能性を指摘した。

10. 末期王朝時代のエジプトにおける人体像のプロポーシオンの規定方法に関する解釈について 安岡 義文

本発表では、第25王朝から26王朝時代にかけて改変された新たな人体像のプロポーシオンに関して、これまで主張されてきた複数の解釈を再検討した。このテーマに関してこれまで繰り返されてきた数々の議論は、紀元前1世紀ごろにディオドロス・シクルスが記した人体の全高が「21と1/4に分割される」という記述に端を発している。末期王朝時代以前の人体図が、その足元から額上端までの高さを18分割するものであったことから、端数としての分数を奇妙なものとして捉え、どのように解釈するかということに焦点が当てられてきた。その結果、C. R. レブシウスから始まり現代にいたるまで多くの研究者がそれぞれ異なる解釈を提示してきた。特に、E.

イヴェルセンとE. パーノフスキーの解釈は、ディオドロスの記述を自由に解釈した結果、原文は、異なる数値を導き出している。イヴェルセンの解釈は、西洋古典考古学や古典文献学の分野においても受け入れられ、近年の文献でも未だに引用されている。これに対して、本発表では、レプシウスが既にほめかしていたように、ディオドロス・シクルスの「21と1/4」という数字を文字通りに解釈することで、人体プロポーションの変遷が簡潔に説明できることを示し、イヴェルセン、その他の解釈を退けた。また、末期王朝時代以降の彫像模型を分析することで、絵画と彫刻にそれぞれ用いられるグリッドの微妙な違いがみられること、そして「21と1/4に分割される」のは、末期王朝時代以前と同様に足元から額上端までの距離であり、伝統的な価値観が固守されていることを確認した。末期王朝時代において、なぜ人体プロポーションの画法が改新されたのかは未だ不明であるが、今後、より多くの事例を分析していくことにより、絵画と彫刻における人体プロポーションの変遷の過程に関するより細かい点を明らかにすることができるであろう。

11. 古代エジプトのファイアンス製ウシェブティに関する新たな様式分析への一試案:通称「キャンベル墓」(ギザ)出土のウシェブティからわかること 田澤 恵子

本発表では、前大会の報告(古代エジプトのウシェブティ製作に関する一考察—Campbell Tomb出土のウシェブティをめぐる—)後に実施された調査の結果と共に、古代エジプトのファイアンス製ウシェブティの形式分類に関する試案を提示した。

詳細な製作工程が解明されていないファイアンス製ウシェブティであるが、発表者はこれまで、ギザの通称「キャンベル墓」から出土したプセムテクのファイアンス製ウシェブティをケーススタディとして調査・研究をおこなってきた。発掘報告書によればプセムテクを所有者とする63点のウシェブティが同時に出土しているものの、現在それらは別々に世界各地の博物館・美術館に収蔵されている。発表者は前大会で、これらの資料のうち下半身に死者の書第6章が刻まれている14点の実見調査結果を報告したが、その後更に4点を実見調査することができた。

その結果、これまでウシェブティ研究の一つの指標とされてきたシュナイダーの形式分類を踏まえながら、新たな形式分類項目の試案を得ることができた。

鬘については、シュナイダーのW38に全て該当した。手の位置はH4もしくはH23、手に持つ道具はI7もしくはI8にそれぞれ該当した。しかし、鬘についてはシュナイダーがパターン化している鬘と鬘の組み合わせに該当しないものが多く、鬘と鬘を別々の分類項目とする必要性が窺えた。また、シュナイダーは顔の輪郭を分類項目としていないが、本件のウシェブティ18点は、各々、細面/四角/丸/瓜実と異なる輪郭を持っている。肩に背負われた籠も、シュナイダーの分類項目を外れた網目模様を確認できる。

以上のことから、シュナイダーの分類項目に対し、鬘、顔の輪郭、鬘、籠に関する分類項目の追加・細分化の必要性が指摘できる。但し、ファイアンスは離型時の変形や焼成時の収縮などを考慮する必要があるため、素材としてのファイアンス研究やファイアンス製ウシェブティの製作工程解明との同時進行が必要である。

尚、本発表の一部は、平成29年度カメイ社会教育振興財団助成事業B.博物館に関する国際交流に対する助成(事業名:館蔵資料「プセムテクのウシェブティ」(AOM2585)に関わる資料調査、及びその収蔵・展示について文化財保護の観点からの情報交換の実施)により実施された。

第4部会

1. クルアーン18章38節と34章27節の「事柄の代名詞」について 榮谷 温子

「事柄の代名詞」(ḍamīr al-ša'n)とは、後方照応の人称代名詞の一種で、あとに来る文全体を指示する。クルアーン112章1節のhuwaに関しては、凡そal-Zamaḥṣarīの時代に、これが事柄の代名詞と認識されるようになっていく。本発表では、18章38節と34章27節に独立形人称代名詞huwaの形で現れる事柄の代名詞を取り上げ、タフ

スィール、クルアーンのイウラブ解説、文法書の記述から huwa がどのように解釈、説明されてきたかを見た。

タフスィールでは、章の中途に出現するこれらは、先行文脈に関しては全くと言って良いほど議論されていない。大まかな傾向として、al-Zamaḥṣarī以降は、タフスィールではこれらの huwa を事柄の代名詞と解釈するようになっていく。

クルアーンのイウラブ解説では、概して、18章38節と34章27節は影が薄く、huwa についての説明もほとんどない。al-Zamaḥṣarīでさえこの2つの huwa を説明していない。しかし、彼の後では、18章38節の huwa に関しては、事柄の代名詞に近づいた説明がされている。(他方、112章1節に関しては、早い時期から事柄の代名詞あるいはそれに近い説明がなされている。)

タフスィールとは対照的に、主だった古典アラビア語文法書では、18章38節と34章27節は、その huwa が事柄の代名詞として説明されるかどうか以前に、そもそもほとんど取り上げられていない。

以上のことから、

1. タフスィールと古典アラビア語文法書とで、18章38節と34章27節の huwa の説明の仕方に差のあること、
2. イウラブ解説書では、18章38節と34章27節の huwa の扱いと、112章1節の huwa の扱いに大きな差のあること(事柄の代名詞として扱われ始める時期の違い、およびそもそも取り上げられているかどうかという違い)

が明らかとなった。これには、

1. クルアーンにおける事柄の代名詞は、接尾形人称代名詞として現れることの方が多く(よって、独立形人称代名詞が事柄の代名詞として説明されにくい)
2. 18章38節と34章27節には先行文脈があり、huwa を前方照応の人称代名詞と解釈することも十分に可能であること(よって、事柄の代名詞として説明されずに終わってしまう)

といった要因が働いているのではないかと予測される。

2. クルアーン正書法とラスム学の確立：マグリブ・アンダルス学派の形成を中心に

竹田 敏之

ラスム学とは、聖典クルアーンのアラビア語正書法と読誦にかかわる諸記号を扱う学問である。このラスム学の嚆矢として知られるのが、コルドバ出身の読誦学者アブー・アムル・ダーニー(1053年没)である。ダーニーはクルアーンに特化した綴字を5つの原理に分類し、『ムクニウ(納得の書)』を完成させた。また、丸点の打ち方やインクの色の使い分けなど、読誦に関する諸記号を詳論した『ムフカム(決定的な書)』を著した。ダーニー以降のラスム学は、この2書を典拠としながら発展したというのが定説となっている。

しかし、その具体的な発展の経緯については不明な点が多く、さらに刊本ムスハフ(印刷されたクルアーン)の普及において、ラスム学の規範がどのような影響を与えたのかという現代的な問いなど、研究上の課題が山積している。

本発表では、こうした研究上の空白を埋めるために、ダーニー以降のラスム学に関する著作を整理し、その史的展開を明らかにすることを目指した。総論では、11世紀から15世紀にラスム学が西方(マグリブ・アンダルス)で興隆した流れを、イブン・ナジャーフ(1103年没)からシャーティビー(1194年没)へ、そしてハッラーズ(1318年没)からタナスィー(1494年没)へと至る学派形成の経緯を跡付けることで明らかにした。また、次の3点について議論を進めた。

- 1) 読誦流派とラスム学の関係
- 2) 書字板によるラスム教育の伝統と「書承」の重視
- 3) 刊本ムスハフにおけるラスム学の規範

1) に関しては、西方で普及しているナーフィウ読誦流派(ワルシュ伝承)とラスム学の関係について、ワスラ(連結)／イブティダー(開始)／ナクル(移行)の規則を取り上げ、クルアーンの綴字と諸記号の仕組みを明らか

にし、現代正書法との相違について考察した。2) については、モーリタニアにおける臨地調査を事例に、その伝統的学習法を取り上げた。3) については、マディーナ版ムスハフ（サウディアラビア：ファハド国王印刷所による刊行）を対象に、マグリブ・アンダルス学派の影響について検証した。特に、「ア」のタンウィーン的位置（追加のアリフに付すのか、その前の文字に付すのかという問題）や、ラーム・アリフ（左右どちらがアリフなのかという問題）について、ハフス伝承版（主に東方で普及）とワルシュ伝承版（主に西方で普及）における異同を指摘し、後者がマグリブ・アンダルス学派の規範を継承していることを明らかにした。

3. クルド語クルマンジー方言のエザーフェと関係代名詞

村上 武則

ペルシア語やクルド語を含む現代イラン諸語の多くには名詞と修飾語句を連結するエザーフェと呼ばれる小辞が存在し、古代イラン語の関係代名詞 haya- にその起源を持つと考えられている。クルド語クルマンジー方言のエザーフェには性、数、後置冠詞の有無に従って合計6種類の形態分類が存在し、また修飾する側の名詞には斜格形が要求されるという特徴がある。この点でクルド語クルマンジー方言はエザーフェが連鎖していくつもの名詞句が連結された場合にもペルシア語やクルド語ソーラーニー方言とは違って形態上の一致の制約から修飾関係が明瞭となり、またエザーフェが被修飾名詞から遊離して前方照応機能を持った独立の代名詞のように振る舞うことも可能である。書記上でもエザーフェは被修飾名詞と離れて一語のように書かれることが少なくなく、複数のエザーフェで連結された長い名詞句を持つ文中で特定のエザーフェに音声的強調が置かれることもある。さらにはエザーフェが先行詞を持たない不定関係詞句を形成することすらも可能であり、ペルシア語では ke 節が担う役割機能と意味領域にクルド語クルマンジー方言ではエザーフェが進出していると考えることが出来る。クルド語にも疑問代名詞由来の関係代名詞 ku が存在し関係詞節を形成するが、一方でエザーフェが節構造を伴うことは稀である。関係代名詞 ku は不変化辞であるが ku のつくる関係詞節によって修飾を受ける名詞と ku はエザーフェによって連結される必要があり、ku の省略という現象を考慮しても単純にエザーフェそのものが中期イラン語の i などに見られるような関係代名詞としての機能を有していると考え難い。この点においてクルド語クルマンジー方言のエザーフェは関係詞的な用法を維持しながらも関係代名詞とは一定の機能上の棲み分けを有していると考えられる。

4. 書き言葉におけるペルシア語受身の出現様相：日・英・仏と比較して

五十嵐 小優粒

ペルシア語の受身は、先行研究で使用頻度が少ないとされるが、ある種の文体では日本語に劣らない頻度で使用される。本研究では、資料として文体の異なる小説文（英語で約62,000語）と条約文（英語で約7,800語）を用いた。そこから、ペルシア語・日本語・英語・フランス語の典型的な受身形（ペルシア語は、他動詞の過去分詞形 + sodan）を抽出し、その使用数を調べ、出現様相の異なり方の原因を考察した。

これらの資料は、四言語間で内容が同一のものであり、共通した素材を比較することにより、言語間の差異を明確にする目的で選定した。各言語の受身の使用数を調べた結果は以下の通りである。

- (1) ペルシア語受身の使用数は、小説文と条約文の間で大差がない。
- (2) 条約文では、他の言語よりペルシア語受身が極めて少ない。
- (3) 小説文では、ペルシア語受身の使用数は日本語とほぼ同じで、英語と仏語の半数以下である。

(1)～(3)の理由として、ペルシア語の典型的受身と周遍的受身（名詞／形容詞 + sodan）の割合が文体間で大きく異なることが挙げられる。日常生活を描いた小説文では典型的受身の数が周遍的受身の数を上回る。一方、専門用語の多い条約文では、周遍的受身が多用されるため、その分典型的受身の数が抑えられると考えられる。この理由から、特に条約文のような硬い書き言葉では典型的な構文に絞って抽出すると、日本語以外の他の言語に比べて少なくなると推測できる。

なお日本語は、特に条約文において無対他動詞が多用されるため、動作主を明示せずに使用する場合には、自

動詞の代用として受身が使用されると考えられる。英語とフランス語では、今回の調査結果から、小説文でも条約文でも受身の使用数が多いため、文体の違いによる影響を受けず受身が使用されると言える。

また本発表では、データに現れた受身を構成する動詞の特徴にも着目した。角田（1991）の「二項述語階層」における1～7の階層のうち、1の「直接影響」の動詞が最も多く見られ、下位に行くにつれ受身として現れる頻度が低くなっていくことが、各言語共通の傾向として見られることにも言及した。

5. イランにおける「都市」を表わす語の変遷

春田 晴郎

本発表では、エラム時代・ハハーマニシュ朝時代からイスラーム時代初期までの二千年ほどで、イラン高原およびその周辺地域において「都市」を表わす語がどのように変遷してきたのかを考察した。

ハハーマニシュ朝時代は「城砦」を表わす語（古代ペルシア語 *didā-*、王朝アラム語 *byrt'* が場所としての都市を表わす語としても使われていたらしい。ただし、主要都市は単に地名のみで記されているケースが圧倒的に多い。

アルシャク朝時代でもニサ出土陶片文書から判断すると、州の中心地である古ニサにのみ *BYRT'* /*diz/* という「城砦」と通常訳される語があてられており、それ以下の *QRYT'* と書かれる町、集落とは区別される。

サーサーン朝時代になると中期ペルシア語では州 (*šahr*) の都を表わす語として *šahristān* が使われるようになり、城砦を表わす *diz* も城市を表わしえた。シャフル（および *ōstān*）は、イスラーム時代のアラビア語 *kūra* (< Gk. *chōrā* く) に対応するが、イスラーム期の史料にはサーサーン朝の皇帝が、都市を建設してクーラ化した、という記述がたびたび見られる。

イスラーム時代初期のイラン高原に関しては、近年カリフォルニア大学パークレー校が所蔵する中期ペルシア語文書の研究が進められている。Berk. 37の冒頭に *diz* の複数 *dizihā* が現れ、*cities* (fortified places) と訳されている。

アフガニスタンから出土したバクトリア語文書については、シャフルが「都市」と訳され研究が進められているが、やはりサーサーン朝の用例と基本的には同じで領域を指していたであろうと推察される。その中に城砦／都城 *lizo* や集落 *andag* があつたと考えられる。

イスラーム期の近世ペルシア語では、都市はシャフルという語で表される。サーサーン朝後期において、すでにシャフルの範囲はかなり狭まり、(新)都市を中心としたものが少なくなかった。サーサーン朝時代に何らかの所有関係の違いがあつたと想定されるシャフルとオースターンが、イスラーム勢力体制下になってもはや区別する必要がなくなり、従来の面的な意味はオースターン（ウスターン）が継承して、シャフルはその意味から外れて都市を表わすようになったのではないか。ただし、近世ペルシア語のシャフルは、点としての用法だけでなく、古くからの面的な意味もいくぶん併せ持っている。

6. サーサーン朝カット・ガラスに関する一考察

四角 隆二

「サーサーン朝ペルシアのガラス」の用語は、カット・ガラスと等価なものとして扱われてきた。いわゆるローマ／ビザンチン・ガラスでは見慣れないカット装飾のガラス容器を「サーサーン朝ペルシアのガラス」と呼び習わしてきたと言い換えられるかもしれない。こうした理解の背景として、1) 東地中海系ガラスの強い影響のもとに成立・展開したサーサーン・ガラスは製作技術や器形などによる両者の区別が困難であること、2) 古物市場に流入した伝イラン北部古墓由来品は盗掘品であり、製作や流通に関する研究が進まなかったことが大きい。

近年、考古学と分析化学の共同研究が進み、成分組成による両者の区別が可能になった一方で、カットと成分組成の特徴が一致しない資料の存在も知られるようになった。かつて発表者は、こうした資料は伝イラン古墓由来品に見られること、冷却したガラス容器を装飾するカットは容器製作と無関係で行うことができることから、容器製作工房の存在したメソポタミアとは異なる地域におけるカット工房の操業を想定した。本仮説の妥当性を検証するため、大英博物館及びアシュモレアン博物館所蔵資料の分析を行い、メソポタミア都市におけるカット・ガラスのあり方を検討した。

分析の結果、ほとんどの都市遺跡でカット・ガラスの出土が認められた。正倉院タイプ円形切子碗は最も多くの遺跡で出土が確認できたが、沖ノ島タイプの浮出円形切子や上賀茂タイプの二重円形切子が施されたガラス容器は1遺跡でのみ、確認できた。これらの製作技法に着目すると、メソポタミア出土品は全て、断面かまぼこ形のグラインダーが用いられていたことが想定できた。

以上を博物館資料伝イラン北部古墓由来品と比較すると、正倉院タイプ円形切子碗が多く知られ、上賀茂神社タイプ二重円形切子碗や沖の島タイプ浮出円形切子碗は稀である点が類似する。一方、伝イラン北部古墓由来品には断面形状の異なるグラインダーを併用した資料が複数見られることは、イラン北部～コーカサス地方においてメソポタミアと系譜を異にするカット工場の操業した可能性を支持するものと結論した。今後、未解明なコーカサス地域の考古学的情報の検討を行う中で、両地域におけるガラス容器需要と生産の実態について明らかにしていく必要がある。

7. 境界を越える金属貨幣の実態：サーサーン朝ペルシアの事例を中心に

津村 真輝子

本研究は、金属貨幣が国境を越える中でどのように受容されたのかを、サーサーン朝ペルシア後期および初期イスラーム時代の事例をもとに再構築しようというものである。

3～7世紀に西アジアの広大な地域を支配したサーサーン朝ペルシアが発行したコインはドラクマ銀貨(約4g)が中心である。発表者はかつて本学会において、その出土例を分析することで、サーサーン銀貨が地域および時代を超えて活用されていたことを論証した。本発表では、以上の状況をあらためて振り返りながら、「銀」という金属素材に注目した。そこで、東西交易で利用された銀貨がサーサーン朝銀貨のみであったのかをあらためて問い直す所から始めた。なぜならば、境界を超えて取引される際に銀の素材が重視されているのであれば、サーサーン銀貨に限定される必要はないからである。

まずは、オアシス都市トルファン(中国新疆ウイグル自治区)におけるサーサーン銀貨の流通実態についての検証とその課題を提示した。当地域で「銀貨」が利用されていたことは、中国の正史および現地の税関係文書等からわかる。一方、トルファンからサーサーン朝銀貨が実際に多く出土するため、「銀貨」はサーサーン銀貨であるとされている。ここで、トルファン出土例は住居址からではなく、アスターナ・カラホジャ古墳群からの出土であることを指摘した。殆どが口中にコインを入れる埋葬習慣によるものであり、当時存在していた銀貨の中から選ばれた可能性も高い。また、5～9世紀頃、西北インドから中央アジアにかけての周辺民族が発行したとされるサーサーン朝銀貨を模倣した銀貨があることを示し、トルファンにおいても実際は多種類の銀貨が混在していた可能性があることを示した。それを裏付ける例として、トルファン出土の7世紀のソグド文女奴隷売買文書をあげた。良質のペルシアのドラクマで奴隷を取引したことが記されたこの文書は、市場に悪質な銀貨もあったこととペルシア銀貨の信用の高さを伝える。また、7～9世紀のサーサーン式銀貨につけられた「擦痕」についても、これが銀質を確認したものであるとすれば、当時銀質が重要視されていたことを示す一例となる。今後は検討地域をトルファン以外にも広げていく。考古事例と文献とを総合的にみながら、サーサーン銀貨がかくも活用された背景を、金属貨幣という観点から考察していきたい。

8. ムグ山文書の言語的特徴

Begmatov Alisher

1930年代にソグディアナの東部(現・タジキスタン西部、ベンジケントより約60キロ東)に位置するムグ山の城跡からインド・イラン語派東イラン語に属するソグド語の世俗文書が約80点発見された。この場所には、ソグドの王のデーワシュティーチが最後の居城としてとどまっていたと推定される。ムグ文書が書かれた年代はデーワシュティーチがアラブの征服者に追い詰められ、捕らえられる722年からその十数年前までだと推定される。

ムグ文書を除けば、ソグド語の文書の殆んどがソグディアナ以外の地域、つまりタリム盆地などから見つかっている。それらは主に仏教、キリスト教、マニ教の宗教関連のものなどであり、漢文、シリア語、中期ペルシア

語などから訳されたものである。一方、ムグ山の文書に記されたソグド語はソグディアナの地から見つかったという点と他言語を翻訳したものではないという点において注目すべきである。実際、いくつかの文法の様相がこの文書においてのみ観察される。この内、頻繁に観察される日本語の「あげる」、「手に入れる」、「もらう」、「取る」、「持っていく」、「持ってくる」に意味的に対応するソグド語の動詞は出現環境が決まっていることが分かった。これらの動詞を扱った先行研究は見当たらないが、Livshits (1962, 2008), Bogolyubov and Smirnova (1963) はムグ文書を全体的に解説しており、その翻訳を参考してみると、ソグド語の「あげる」という動詞については、双方の翻訳は概ね同じである。しかし、「取る」という動詞の翻訳は異なる。どちらも、ソグド語の動詞を「取る」と訳している点は同じだが、受け取り手を表す(固有)名詞の直前、直後の前・後置詞の訳は異なる。Livshits (1962, 2008) はソグド語の「取る」と共起する前・後置詞「～に、へ」を「～から」と訳している。

一方で、Bogolyubov and Smirnova (1963) は「～のために」と訳している。両方ともムグ文書に使用されている「取る」という動詞の機能は考慮に入れていないと考えられる。本発表では、これらの動詞の違いについて、冠詞、前・後置詞、副詞に着目しながら、考察を行った結果、その使用に規則があることが分かった。また「取る」という動詞はムグ文書の資料では「持っていく」という意味で使用されていることが明らかになった。

9. 法顕が巡礼した『陀歴』(ダレル)に至るパミールからの四つの道筋：パキスタン北部地方『法顕の道』現地調査 (1991-2015) 土谷 遙子

法顕は、隆安五年 (A.D. 401) に、Taklimakan 砂漠から Pamir を越え、八丈の木造の弥勒大仏像のある、北天竺の『最初の巡礼地』、『陀歴 (Darel)』に至った。北天竺にあたるパキスタン北部地方で、法顕が Pamir から直接 Darel に至った行程を、24年にわたって調査した。その行程は、Taklimakan 沙漠より Pamir 高原、Karakoram 山脈、Hindukush 山脈の会合するパキスタン北部地方経由で、Hindu Raj 山脈地帯にある Darel に至る。Pamir と Darel を結ぶ数々の行程の相違は、Pamir 越えの峠の選択にある。本発表では、通説、準通説と、本研究で新たに登場した『Khorabhort 峠行程』を比較検討したい。

通説は Mintaka/Killik 峠路で Misgar 溪谷、Hunza 路、佛教が隆盛した Gilgit 経由で Darel に至るもので、『法顕伝』の「Pamir を越え、北天竺で初めて到達した陀暦」との記述に合致しない。法顕が Gilgit を訪れた場合、法華經典を含む Gilgit Mss. や、Kargah の磨崖仏でも知られる、Gilgit に於ける佛教の繁栄に必ず言及した違いはない。しかし、法顕伝には Gilgit の記述はなく、葱嶺を越えて最初の国は陀歴と記している為、法顕は Gilgit を訪れていないと推測される。

Darel に Pamir から通ずる三峠道、(1) Irshad (2) Boroghil/Darkot (3) Khorabhort 峠の行程を調査した。(1) Irshad 峠行程は Chapursan 溪谷を経て Hunza 路に合流し、通説と同じく Gilgit を経て Darel に至るため、法顕伝に一致しない。また、準通説の (2) Boroghil/Darkot 路は、玄宗皇帝の大遠征で高仙芝の『Darkot 峠越え』の大勝利 (A.D. 747) が『旧唐書』『新唐書』に特筆され、長らく一般路とされていた。しかし A. Stein によってこの行程が Hannibal や Napoleon のアルプス越えにも匹敵すると認められた。本調査によっても一般通路でない事が確認された。

Gilgit 川左岸の Ishkoman 支溪谷の Chatorkhand で、宗教指導者 Pir Sayeed Kalam Ali Shah が指摘した (3) 『Khorabhort 峠路』の実地調査を実施した。Pamir から Karambar 溪谷、Ishkoman 溪谷、Gilgit 川の右岸の Gakuch 村、Shingal 村、Singal 溪谷を経て、Darel に最短距離で達する容易な道が実在することが判明した。現代でも交易路が実在し、またこの峠を越えて亡命した Kirgiz 王族一族を取材し、Darel に容易に直接通ずる最適路であることを確認した。中央アジアの入り口で、八丈の木造の弥勒大仏像の巡礼地『陀歴』に通じ、佛教東漸に寄与した重要な巡礼路として『Khorabhort 峠路』を提唱したい。

10. 『隋書』倭国伝にみる謎の王朝の存在：日本の歴史から忘れ去られた王

下山 繁昭

I. はじめに：『隋書』倭国伝と『日本書紀』の記述に相違点があるが解決の糸口を見いだしたので論述したい。日本側は推古天皇と表記。

II. 『隋書』倭国伝 原文：開皇二十年倭王姓阿每字多利思北孤號阿輩雞彌遣使詣闕上令所司訪其風俗使者言倭王以天為兄以日為弟・・王妻號雞彌後宮有女六七百人名太子為利歌彌多弗利無城郭內宮有十二等。倭国伝から読み取れる謎の王朝の存在を隋書の倭王 阿每多利思北孤（タリシヒコ）阿輩雞彌（オオキミ）王の妻雞彌（キミ）太子利歌彌多弗利と記載された文書のわずかな痕跡である倭語でない響き、弗利に注目し当時の文献を調査して同一の発音の文書を見出した。

『梁書』伝四十八に晋永嘉乱（307-13年）鮮卑慕容暭據昌黎大棘城元帝授平州刺史。句麗王乙弗利頻寇遼東 鬼不能制。訳：晋の時永嘉の乱（307-13年）鮮卑族の慕容暭は昌黎県の大棘城を任せられ、元帝は平州刺史を授けた。高句麗の乙弗利は頻繁に遼東を侵略したが、暭を制する事は出来なかった。乙弗利は楽浪郡を滅ぼした美川王である。数百年経っているが弗利の表記が使われている。高句麗語のなごりではないか。

III. 国内資料では、湯殿山神社の由来に推古天皇元年（593）年崇峻天皇の御子である蜂子皇子の御開山と書いてあり、蘇我氏の難を避けるため三本足の霊長の導くままに羽黒山に入り修行してのち湯殿山を開いたとある。三本足のカラスの紋章を持つ高句麗系の警護団がいたのではないかと推察される。高句麗系の王朝が存在したことを暗示させる。高句麗とのつながりを歴史的に見ると、①仏教の師である慧慈がいる。来日は595年である。大事な次期天皇になる皇太子を他国の人が教育した。②推古天皇18年（610）年には雲徴が来日。『易経』『詩経』『書経』『春秋』『礼記』の五経を熟知しており、墨・絵具・紙づくりを伝えた。墨と紙の製法は官人による統治の基礎となった。③評の制度は朝鮮の地方組織がモデルである。評の字を用いた地方組織は朝鮮三国では高句麗のみである。

IV. おわりに：王族の二人は高句麗系であった。裴世清が訪れた当時（607年）は高句麗系の王族が力を持っていた。当時は隋と高句麗は戦争中であったので隋との国際関係を優先し、高句麗色を薄めていった。その後、百濟系が力を持った可能性がある。隋から唐に変わると更に百濟色となり、高句麗色は記録から消し去られた。

第5部会

1. アラビア語史料における「ズインディーク」文人像の変遷—叙述における主題としての「異端（者）」の機能—

田中 悠子

イスラーム初期史料には、「異端者」の逸話が様々な形で語られる。そうした逸話は必ずしも史実を反映したものではなく、時には同じ人物に関して相反する情報が共存している場合もある。そのような現象を踏まえ、本報告は「なぜ『異端者』の逸話は語られるのか／イスラーム初期において『異端者』について語ることの意義とは何であったか」という疑問を解明することを目指した。

考察の糸口として本報告は、イスラーム初期に生き、何らかの異端的思想・言動（『ザンダカ *zandaqah*』）で知られた「ズインディーク *zindīq*」と呼ばれる人々に着目した。具体的には、ズインディークの代表例の一人であるアブドゥルカリーム・イブン・アビー・アル＝アウジャー（d.ca. 772）なる人物に焦点を当て、彼が各史料にどのように現れるかを概観したうえで、その叙述の変遷過程を分析した。

管見の限り、アブドゥルカリームについての現存する最初の記述は9世紀中葉の著述家ジャーヒズ（d. 868）によるものである。この記述をパラズリー（d.ca. 892）、タバリー（d. 923）、イスファハーニー（d. 967）ら9世紀末～10世紀の著述家による記述と比較すると、アブドゥルカリームの「異端者」としての性質が時代を追うごとに強調される傾向にあることがわかる。さらにクライニー（d. 940）やイブン・バーバワイヒ（d. 990）による10世紀以降のイマーム派ハディース集における文脈では、アブドゥルカリームは常にイマームであるジャアファル・サーディクに神学議論を挑んで論駁され敗北を喫す無神論者として現れる。アブドゥルカリームのズインディークとしての性質が、彼を論破することのできるイマームの卓越性をいや増す方向に働いているのである。

一方で彼をマニ教徒とする記述も存在する。

アブドゥルカリームは8世紀の人物であるが、広範囲の史料の記述内容を概観すると、彼の異端的特徴に関する記述が多様化していくのは10～11世紀の史料中であることがわかる。そうした異端性は、イスラーム諸思想の形成期を生きた著者ら自身の主義主張を強調するのに役立てられたと思われる。ここからは、時代及び社会状況に応じて変容する不道德概念を反映するトポスとしての「異端（者）」が叙述の中でどのような機能を果たしたのか、について総合的に再検討する必要性が指摘される。

2. アッバース朝期イスラーム社会における「性的倒錯者」

辻 大地

アッバース朝期の史料には、イスラーム法では禁忌とされたにもかかわらず、男性同士での性愛関係についての記述が散見する。当時こうした関係において、少年や奴隷などの成人男性とみなされない者が受動側の役割を担う場合は、比較的寛容な対応がなされた。その一方、受動の立場で性行為を行なうのが成人男性であった場合、そうした者が「倒錯した者」として否定的に捉えられたことは先行研究で指摘されている。しかし、「ムハンナス」や「マアブーン」、「バグガー」などと呼ばれた彼らが、具体的にどのような者と認識されていたのか詳細は明らかでない。そこで本発表では、当時の性愛観念の一端を明らかにすべく、「性的倒錯者」とみなされていた者の捉えられ方を検討した。

はじめに主要使用史料として、ブワイフ朝の宰相アービー al-Ābī (d. 1030) が、様々な逸話を主題ごと全102章に分類して収録した『散りばめられた真珠』を紹介した。本書は特に、「ムハンナスの逸話」「ルーティーの逸話」「バグガーの逸話」という三つの章が連続して現れる点で注目に値する。ここからはムハンナスとバグガーという語が、単純に同義ではなかったことが窺える。またこの両者の間に、ルーティーと呼ばれる同性間性愛において能動側の者についての章が配置されていることも、注目すべきである。

次にこの史料を①ムハンナスとバグガーについての記述の比較、②性愛関係における受動側と能動側の者の比較という二点から検討した。まず①からは、ムハンナスは基本的に宮廷で娯楽を提供する「お相手役」の呼称であり、性愛における受動性は、楽器の演奏や女装などと同様にあくまで彼らの持つ「女性性」の一要素に過ぎなかったことを明らかにした。その一方、バグガーとマアブーンはほぼ同義で、受動側での性愛を志向するという心的性質を持つ、特定のタイプの人物類型を指す語であることがわかった。次に②から、ルーティーと呼ばれる能動側の者については、基本的に彼らの心的性質ではなく実際に行なった行為に焦点が当てられることを提示した。しかし最後に、文脈によっては能動側の者でも単に性愛対象が男性という点で「倒錯」とされていると見受けられる事例の存在も指摘し、能動・受動という役割のみで当時の性愛関係を理解することの危険性について、今後解明すべき課題として述べた。

3. 普遍史書としての『バナーカティー史』：『集史』の呪縛から離れて

大塚 修

イルハーン朝に仕えた頌詩人バナーカティー Fakhr al-Dīn Abū Sulaymān Dāwūd al-Banākātī (1330/1没) が1317年に著した『歴史・系譜学に関する識者の花園 *Rawḍat Ulī al-Albāb fī Ma'rīfat al-Tawārīkh wa al-Ansāb*』(通称『バナーカティー史 *Tārīkh-i Banākātī*』)は、9代君主アブー・サイド Abū Sa'īd (在位1316-35)に献呈されたペルシア語普遍史書である。『バナーカティー史』は、ムスリム諸王朝の歴史だけでなく、「インド史」、「中国史」、「フランク史」など非ムスリム諸王朝の歴史をも対象とすることで知られている。しかしそのために、この普遍史書は、「史上初の世界史」として名高いラシード・アッディーン Rashīd al-Dīn (1318没) 著『集史 *Jāmi' al-Tawārīkh*』(1307年)の縮約版にすぎないと評価され、その史料的価値はほとんど認められてこなかった。この評価は、19世紀の西欧の東洋学者たち以来根強く、1348kh/1969/70年に校訂本が出版された後も少しも変わっていない。

以上の研究状況に鑑み、本報告では『バナーカティー史』は『集史』の縮約版にすぎない普遍史書」という

先入観から一旦離れ、バナーカティーの歴史叙述の性格について文献学的手法を用いて検討した。最初にその基礎作業として、これまで誰も行ってこなかった『バナーカティー史』手稿本の悉皆調査を行い、55点の手稿本の存在を明らかにし（先行研究では31点だとされていた）、序文やテキストの違いから、大きく3系統に手稿本を分類し得ることを明らかにした。次に、そのテキストを分析し、『バナーカティー史』が、『集史』のみに限られない様々な文献に基づいて編纂された、独立した普遍史書であることを明らかにした。最後に、現存する手稿本の点数および後世の歴史書における引用箇所や評価を検討し、『バナーカティー史』が、同時代および後世の歴史家たちに対して、『集史』を凌ぐ大きな影響力を持っていたことを指摘した。

「史上初の世界史」と評価される『集史』第2巻「世界史」が世界で脚光を浴びるようになったのは、19世紀に西欧の東洋学者に再発見され、高く評価されたからにすぎず、それ以前には、ペルシア語文化圏ではその存在はほとんど知られていなかった。ペルシア語文化圏の歴史叙述という点、どうしても『集史』を軸に論じられてしまいがちだが、その軸を一旦取り去ることにより、歴史叙述の発展の過程を、より具体的に良く理解できるようになるはずだと考えている。

4. マフディーかく語りき：サイイド・ムハンマド・ムシャアシャアのマフディー自称論理 角田 哲朗

本発表では、マフディーを自称して15世紀半ばに現在のイラン南西部フーズスターンに地方政権を樹立したサイイド・ムハンマド・ムシャアシャア (Sayyid Muḥammad Musha‘sha‘, d. 1465–66) が著した教説書『マフディーの言葉 (Kalām al-Mahdī)』に基づき、彼のマフディー自称の論理を再構築し、その考察を行った。

サイイド・ムハンマドのマフディー論を根柢において規定していたのは、「ムハンマド・ムンタザル（12イマーム派における隠れイマーム）こそが終末の日に現れるマフディーなり」という前提である。そこでサイイド・ムハンマドは隠れイマームの代理人という立場をとる。これを理論的に支えていたのは、靈魂が肉体をヒジャーブとして利用してそこに被覆するという独自の靈肉二元論である。彼によれば、靈魂とは肉体と無関係に存在する人間の本质であり、肉体は行為を表出させる媒介であった。彼はこのような靈肉二元論に基づいて「隠れイマームのヒジャーブ」という肩書きを採用する。

そしてサイイド・ムハンマドは、真のマフディーたる隠れイマームと代理のマフディーたる自己という二重性を説明するために、思弁的な論証を試みる。何故隠れイマームがマフディーとして顕現することはないのか？何故隠れイマームが代理人を必要とするのか？なぜ我こそがその代理に該当するのか？

サイイド・ムハンマドによれば、12人の歴代イマームらは全て、幽隱の最中にあるという。これは前述の靈肉二元論から導出されるテーゼであるが、歴代イマームらのこのような同等性ゆえに、神があえて隠れイマームをマフディーを顕現させる理由がない。このような論理でもって、隠れイマームの顕現が否定される。更にサイイド・ムハンマドは、仮に超常的な権能を持つマフディーが顕現すれば、神の真の狙いである「試練」が発生しえないとし、援助者を必要とするがゆえに信仰の試金石となる「弱い代理人（ウンマのマフディー）」が顕現するのだと説く。これによって、メシア的な権能を有さない己の「弱さ」こそが隠れイマームの代理人たる資質を担保しているのだとサイイド・ムハンマドは論ずる。

サイイド・ムハンマドは以上のような論理を用いて、自らの代理性を正当化した。しかし、その資質を担保する「弱さ」は彼だけが有している訳ではない。つまり『マフディーの言葉』に提示されたマフディー論は、サイイド・ムハンマドが確立した現実的な支配権を正当化するために構築されたものだと考えられる。

5. マムルーク朝期カイロにおける施設経営の実態 久保 亮輔

前近代イスラム史において、ワクフ（寄進慣行）は建設事業や公共福祉事業の大部分を担ってきた。その反面、ワクフが単なる慈善事業ではなく、実利的側面を有していることもまた事実であり、そのことはすでに先行研究において指摘されている。このように、ワクフが持つ多様な姿を考量すれば、個々のワクフ事例を独立した現象

とみなし、社会や経済の実態との関わりからその役割や意義を検討することで、これまで明らかにされてこなかった前近代社会の様態を具体的に知ることができると考えられる。しかしながら、ワクフを通じた施設経営や事業展開をそれとして跡づけ、その具体的なあり方を当該社会の実体経済との関わりから検証する試みは、ほとんどなされていない。

こうした研究動向を踏まえて本発表では、13世紀のマムルーク朝期カイロに設立されたマンスーリー病院を個別事例として取り上げ、その経営実態を探った。発表では、以下の4つの点に着目した。①財源であるワクフ財の運用実態。発表では、とりわけ減価償却の観点から、ワクフ財の資産価値をいかに維持するかが施設財政の命運を分けることを指摘した。②管財人就任者の動向。発表ではまず、管財人の就任資格が設立時（13世紀）と15世紀時点で変化していることを指摘した。その上で、実際に管財人に就任した人物の経歴を分析し、前半（バフリー期）には文官であるムフタスイブ（市場監督官）経験者の就任事例が多く見られたが、後半（チュルケス期）にはそれが軍人であるアターベク（軍総司令）に代替されたことが明らかになった。③権力者による施設財政への関与。ここでも、バフリー期とチュルケス期で異なる傾向が見られることが明らかになった。すなわち、バフリー期にはワクフ財のメンテナンスや増改築など施設財政の健全化への配慮が観察されたのに対し、チュルケス期にはスルタンが管財人を通じて施設財政を直接掌握しようとする姿勢が観察された。④病院の管理・運営に携わった人物の経歴と人間関係。ここでは、スルタンをはじめとする権力者と個人的繋がりがある人物が病院経営に関与する様子、また管財業務に従事する人物が血縁関係や主従関係を通じて縁故者に同業務を補佐・継承させる様子が確認された。

以上の分析から、病院の施設財政がマムルーク朝の経済生活と密接にリンクしており、ワクフといえども実体経済と王朝財政の制約を受けることを指摘した。

6. マムルーク朝末期における有力アミールの昇進過程：スルターン・カーイトバーイ治世期における政府要職就任者の経歴に関する考察 手島 秀典

マムルーク朝（1250-1517年）は、マムルークと呼ばれる奴隷軍人の集団が排他的に支配層を担っており、チュルケス・マムルーク朝（1382-1517年）ではスルターンに解放されたマムルーク達が各々の主人の尊称を名乗って派閥を形成し、その中で有力となったアミールは次期スルターン位をめぐる派閥を単位とした権力闘争を展開したとされている。近年では、年功序列の風潮や婚姻関係、血縁関係といった社会的な結びつきという視点が加わり、より具体的な政治権力の構造が明らかにされつつある。しかし、こうした研究はスルターンを中心に権力構造を論じることが多く、政権を支える有力アミールたちに関する研究は少なかった。

本報告ではチュルケス・マムルーク朝（1382-1517年）末期のスルターン・カーイトバーイ（位1468-96年）治世期における政治権力の構造を明らかにするため、7つの政府要職に就任した有力アミールたちの昇進過程を分析した。結果、カーイトバーイ治世期に政府要職に就任した有力アミールは、カーイトバーイと同じくスルターン・ジャクマク（位1438-53年）が創設した派閥出身者が多いことが判明した。また、彼らの多くが新スルターンの即位に際して放逐された経験があるにも関わらず、その後復職し昇進を重ねていたことが明らかとなった。これらの事実は、スルターンの組織した党派主義に基づく派閥の枠を超え、アミール個人の政治活動が権力構造に影響を与えていたことを示すものである。

さらに、カーイトバーイ治世期で唯一処刑された有力アミールであるアズダミル・イブラーヒーミーに関するイブン・イヤースの年代記*Badāʿi al-Zuhūr fī Waqāʿi al-Duhūr*とアブドゥルバースイトの年代記*Nayl al-Amal fī Dhayl al-Duwal*の叙述内容を比較検討した。結果、イブン・イヤースが処刑の原因を派閥抗争に求めているのに対し、アブドゥルバースイトはスルターン個人との関係と姻戚関係のあった他の有力アミールとの関係悪化を処刑の原因としていることが判明し、イブン・イヤースの記述は党派主義を誇張した叙述をおこなっていたことが明らかとなった。マムルーク朝の政治権力の構造を理解する上で必要不可欠な要素とされている派閥形成であるが、

史料製作者の派閥に対する認識を正確に把握し、情報を選択する必要があるだろう。

今後の研究では、カーイトバーイ治世期に起きた政治権力闘争を史料製作者の叙述意図にまで踏み込んで検討し、マムルーク朝末期の政治権力の構造の解明に努めたい。

7. 19世紀末イランの兵員簿の検討：イランにおける「軍隊の社会史」研究に向けて

小澤 一郎

本発表では、ガージャール朝（1796-1925）期の軍隊を社会的な観点から考察するために、アゼルバイジャン州東部ギャルムロード（現・ミヤーネ）を中心とする地域で徴用されたシャガーギー大隊について19世紀末に作成された兵員簿（イラン議会図書館蔵MS. 8481）の内容を分析・検討した。

まず、主に西欧側史料に依拠してきたガージャール朝軍事史研究の問題点を指摘し、現地側史料に依拠して軍隊の性格や社会との関係を解明することが重要であるとした。続いて、当時の兵員徴用について概観したうえで徴用の各段階で使用されたと思われる各種兵員簿の存在に触れ、それらとのかかわりから今回使用する兵員簿の史料性格と特徴を浮き彫りにした。

内容の考察に当たってはまず現地有力者と大隊との関連を検討した。具体的には、一般兵員にとっての地主の組成を分析、その結果、大隊を指揮下に置いていた王族アブドルホセイン・ミールザー、およびシャガーギー族の有力者と考えられる将校層が地主としてある程度の存在感を示していたことを明らかにした。前者については1歳の息子が兵員として登録されていること、後者については部族地所属の兵員が全体の約1/4を占めていることも指摘し、彼らの潜在的影響力についても言及した。

続いて兵員にとっての軍役の意味合いを各種データから検討し、軍役期間が長く兵員に比較的高齢の者が含まれる一方で、配偶者と子供をもつ兵員が多いこと、生業形態として分益小作農のうち生産手段（家畜・農具）を有する農民の割合が高いこと、逃亡・遅参など軍法違反に対する代人徴用の事例が少ない（したがって処罰の割合も低いと考えられる）ことなどを指摘した。そのうえで、これらの結果は「弱者や貧者」からなる兵員という西欧側史料の記述を否定するとともに、家庭を維持しながら高齢になるまで長期間軍役を務める兵員の存在は、先行研究で指摘される兵員の長期休暇や副業に関する記述や、推測される処罰の低調さと合わせて、この時期のガージャール朝の軍役が比較的「低強度」のものであった可能性を示唆しているとした。

以上の検討をまとめる形で、この兵員簿からは、出身地の社会的関係が相当程度残存し、かつ日常生活との垣根が低い軍役の形が認められ、「軍隊」と「社会」の関係は相当に近いか、もしくは未分化であった可能性があるかと結んだ。

8. 松浦家伝来渡来上着にみられるサファヴィー朝期織物について

阿部 克彦

平戸市の松浦史料博物館所蔵の、平戸藩主松浦家伝来とされる渡来上着2着のうち1着に用いられた、青地に白と銀糸で文様を織り出した服地には、その織り組織の特徴と意匠から、サファヴィー朝期のイランで製作されたと考えられる絹織物が用いられている。しかし、同館には所用した人物や伝来に関する史料は一切残されておらず、その詳細については不明なままであった。

本報告では、2018年6月に実施した現物調査をもとに、上着の表地に用いられた絹織物の組織、文様構成及び図像様式を分析することでその制作年代を比定し、かつサファヴィー朝期の染織工芸史における位置付けを試みた。

まず、織り組織に関しては、イランの16世紀末から17世紀初頭にかけて制作された他の絹織物と共通の要素が認められる。本作は、比較対象となる類例は少ないものの、その後17世紀を通じて発展する、金地もしくは銀地の背景に多色で花文様を織り出す技法が生み出された時期に相当することから、サファヴィー朝期における絹織物技術の発展期の作品と位置付けることが可能であろう。

次に、織り出された文様とその図像については、同時期の著名な織り職人であり紋意匠師であったヤズドのギ

アース・アッディーン作品に散見される花葉文や鳥獣文と類似する装飾要素が見出される一方で、主文様となる龍と虎の闘争文は、サファヴィー朝期の図像としては極めて例外的なものである。龍、虎それぞれの細部描写からは、16世紀後半の写本芸術や絨毯等に近似する様式が認められるのに対して、両者の組み合わせによる闘争文は現時点では他に類例が確認できないため、本絹織物の制作背景に関しては課題が残るところである。

同上着の仕立ての年代に関しては、遺品や絵画作品の描写などから、16世紀末から17世紀半ばにかけてヨーロッパ諸国の上層階級に流行した衣服の形式と細部が合致するが、裏地には中国明代の緞子が用いられていることから、イラン及び中国の布地を用いて、ヨーロッパ人の仕立職人によってアジアの主要な交易拠点で仕立てられた可能性が高い。

本上着に使用された絹織物は、イラン・サファヴィー朝期の染織史上、16世紀後半から17世紀初頭にかけて技術的な発展の中から新たに生み出された絹織物の稀少な現存例であると同時に、我が国におけるヨーロッパと西アジア、そして東アジアの文化交流を物語る遺品として評価されよう。

9. ネズィヘ・ムヒッディン (1889-1958) の論説に見る「トルコ人女性」

坂田 舜

20世紀初頭におけるトルコでは、女性の地位向上が主要な政治的テーマの一つであり、当時の知識人・政治指導者たちは、「トルコ人女性Türk Kadını」について、様々な見解を提示していた。例えば代表的男性知識人であるズィヤ・ギョカルプ (1876-1924) は、古代トルコ人社会においては、女性もまた男性と同様の権利を有していたと主張した。この主張は、同時代の女性知識人たちにも受け入れられた。

本報告では、「トルコ人女性Türk Kadını」という語に着目して1920年代に特に活動した女性知識人、ネズィヘ・ムヒッディンの論説を検討した。彼女は女性雑誌への論説の寄稿や、1909年の小説『失われた若さ』の出版など文筆活動を行っていた人物である。また20歳のときに女子師範学校にて教師として勤務した。戦禍によって貧困になった女性や児童のための援助活動も行ない、政治活動面では1923年設立の女性人民党、そしてその後継組織である1924年設立のトルコ女性連盟の総裁となった。また自ら雑誌『女性の道』(1925-27)の創刊者にもなっている。のちには、女性参政権を求めることを目的の一つとしていた野党である自由共和党に所属した。

彼女の論説の分析を行い、2点のことを指摘した。

1点目はムヒッディンが「トルコ人女性」という語句を用いて主張する際、そのほとんどの場合、どちらかといえば一国民としての「トルコ人女性」という意味合いの用いられ方がなされていたということである。一方で、民族的ニュアンスで「トルコ人女性」を用いた例は、ほとんど見られなかった。トルコ民族主義的言説と距離を置いていたことは、彼女の女性論の特徴と言えるであろう。

2点目は「トルコ人女性の息子」というレトリックが彼女の論説内に少ない箇所とはいえ確認されたことである。のちに「父なるトルコ人」を意味する「アタテュルク」を名乗った指導者ムスタファ・ケマルに対して、それよりも前の時期にこの表現を用いた彼女の例は、注目に値するだろう。

第6部会

1. イスナードの定量的分析の試み

柳橋 博之

イスナードとマトンから見て同一の起源を有するハディースの集合 (通常、複数の異本を含む) をハディース群と呼ぶことにする。各発信者と各口伝者は、一つのハディース群のイスナード中に一回だけ現れる。58個のハディース群を対象として、そのうちで一個のハディース群のイスナードに含まれる口伝者、二個のハディース群のイスナードに含まれる口伝者、 \dots n 個のハディース群のイスナードに含まれる口伝者の人数 (T_{kn}) を数えていくと、ヒジュラ暦111-210年 (西暦729-826年) の間に没した口伝者に限れば、数列 T_{kn} は、 $n = 7, 6, \dots, 1$ の範囲でリュカ数列によって高い精度で近似される。リュカ数列は、順位・規模法則に従うが、この法則が当てはまる最も有名な例は、先進国における都市人口の順位とその人口の大きさである。この近似が成り立つ理由は定

かではないが、次の2つの仮定によりある程度説明が可能である。第1に、イスナード中に現れる口伝者は、多くの場合、そのイスナード中の弟子の弟子（2人後の口伝者）により選択される。第2に、一般に口伝者がハディースを自分の弟子に伝える際には、そのハディースを伝えた師は自分の個人的体験に基づいて選ぶが、師の師については、その伝承家としての評価や、自分が収集したハディースに現れる頻度を考慮してこれを選ぶ。例えば、ブハーリーのように、各地を遍歴して、多数の師から多数のハディースを受け取った伝承家が、ハディース集を編纂したり、それらのハディースを次世代に伝えたりする現場を想像してみる。師は自分の評価に基づいて選ぶ一方で、師の師については、その知名度または自分が収集したハディースのイスナード中に現れる頻度に基づいてこれを選ぶと考えるのである。このように仮定することにより、この期間（111-210年）に没した口伝者とその師の没年の差が10年毎に増減を繰り返すという現象を説明することができる。この期間とは対照的に、ヒジュラ暦211-310年（西暦826-923年）の間に没した口伝者に関しては、リュカ数列からの理論値に比べて T_{k1} がかなり大きくなる。これは、ハディース伝達の方法が確立され、口伝者がその師ないし弟子との没年の差がイスナード決定の最も重要な要因となったことを示唆している。

2. アブー・ハニーファの『ムスナド』をめぐる論争と評価：ハディース学から見たハナフィー法学派

Khshashan Ammar

本発表ではイスラーム法学派の1つであるハナフィー法学の学祖アブー・ハニーファ（699-767年）のハディース集『ムスナド』を写本から校訂した作業をもとに、ハディース学と法学の関係をめぐって、同書の評価をめぐる論争について考察する。

ハナフィー法学の学祖と知られるアブー・ハニーファが法学の典拠としてハディースをどのように扱ったかをめぐって、長い論争が彼の時代から現代に至るまで続いている。一般には、アブー・ハニーファはハディースより彼自身の解釈を優先すると「ハディースの民」によって批判され続けた。批判者たちはその根拠として「アブー・ハニーファにはハディースの典拠が乏しかった」と主張してきたが、それが歴史的に妥当であるかどうかを検証するためには、彼が編纂したとされるハディース集にさかのぼって研究する必要がある。本発表ではアブー・ハニーファの『ムスナド』を新たな写本から校訂した過程及び結果を紹介する。

この問題は、法学者としてのアブー・ハニーファがムジュタヒドとしての資格を持つかどうかということも関係している。つまり、ハディース学はムジュタヒドに不可欠であり、アブー・ハニーファが仮にハディース学の資格を有していないのであれば、彼は法学上のムジュタヒドとしての資格も不足していることになる。そうであれば、法学だけではなく、彼の全成果を誇ることになる。

しかしながら、アブー・ハニーファが自らはなにも書き残さず、弟子を通じて成果を私たちに伝えた。アブー・ハニーファのハディース集を伝えたのは、弟子の中ではハーリスィー（‘Abd Allāh al-Hārithī, 871-951年）一人である。

そこでアブー・ハニーファにおけるハディースの位置づけを探るためハーリスィーの写本のいくつかを参照し、分析しながら、考察した過程とその結果を紹介した。

結論としては、ムジュタヒドにとってあるべき資格として、ハディースの知識もアブー・ハニーファは十分持っていたと言える。しかし、他のハディース学を専門とするハディース学者と比べると、ハディース学的な優位はないであろう。総合的に言えば、アブー・ハニーファは第一義的に優れた法学者であったと評価すべきであろう。

3. 初期イスラーム法学における12イマーム派とスンナ派の学説的関係の一考察：選択権を中心に 堀井 聡江

スンナ派法学初期にあたるイマーム実在期（7～9世紀末）における12イマーム派法学に関する数少ない研究は、この時期の同派の法学を伝承主義によって特徴づけるが、実定法を殆ど参照せず、またスンナ派法学との比較が不十分な点で共通する。

これをふまえ、本報告は、契約締結の場の選択権および約定選択権に関する若干の規定の考察を基に、次の2点の例証を試みた。第1に、スンナ派と12イマーム派の実定法体系は、ヒジャーズとイラクの学説を共通の淵源とする。スンナ派四法学派の中で、ヒジャーズの学説はマーリク派、イラクの学説はハナフィー派に主として継承され、これらと伝承主義の影響下にシャーフィイー派、ハンバル派の法体系が形成されたが、12イマーム派の実定法も両地域の学説の取捨選択に基づく。第2に、同派がそこから独自の実定法体系を形成するにあたり、スンナ派では預言者や教友等に帰せられる学説がしばしばイマームに帰せられた。

契約締結の場の選択権とは、契約の両当事者が、申込みと承諾が合致しえる空間的・時間的な範囲内で行使できる解除権であり、ヒジャーズの学説に由来する。だがマーリク派はハナフィー派と共にこの説を否定し、シャーフィイー派、ハンバル派および12イマーム派は肯定する。肯定説の中心的な論拠は、イブン・ウマル（73/693没）のハディースであるが、12イマーム派はむしろ下記に示す別のハディースを援用する。

約定選択権とは、契約当事者の合意により双方または一方がもつ解除権である。ハナフィー派通説と、シャーフィイー派は、ハディースに基づき、その留保期間の上限を3日間とするが、12イマーム派はここではハナフィー派異説およびハンバル派と一致し、上限はないとする。

同派固有の学説によれば、①動物を目的物とする場合には、約定の有無を問わず、買主は3日間の選択権を与えられる。②売買成立後、代金・目的物の授受なしに両当事者が散会した場合、買主は3日間の選択権を与えられる。①はメディナの学説に由来するが、ハディースは伝えられていない。しかし、シーア派四書で最も古いクライニー（329/940-41没）の『カーフィー』は、イブン・ウマルのハディースに①②の要素を取り込んだ伝承をイマーム・バーキルに帰している。

4. 議論の場としての『医学典範』注釈：クトゥブッディーン・シーラーズィー『サアドへの献呈書』

矢口 直英

イスラーム世界において、イブン・スィナー（Ibn Sīnā, 1037年没）以後の医学者たちは彼の『医学典範』（*al-Qānūn fī al-ṭibb*）に対する注釈書・解説書を執筆することに終始し、医学研究は衰退した、と古くは言われていた。この見解の真偽を検討するために、本発表ではクトゥブッディーン・シーラーズィー（Qutb al-Dīn al-Shīrāzī, 1311年没）が執筆した『医学典範』注釈『サアドへの献呈書』（*al-Tuḥfa al-Saʿdīya*）を分析し、イブン・スィナー以後の医学研究についてその実態の一端を明らかにした。

『サアドへの献呈書』はたしかに、『医学典範』本文の読み方を解説するようなテキスト注釈の側面と、その内容を医学的に説明する医学的解説書の側面を有する。しかしその中でシーラーズィーは、彼以前に書かれた『医学典範』注釈やその他の文献を参照している。そこで言及される注釈書の中にはファフルッディーン・ラーズィー（Fakhr al-Dīn al-Rāzī, 1209年没）、イブン・ナフィース（Ibn al-Nafīs, 1288年没）といった著名な人物のものがあり、『医学典範』の内容に関するそれらの見解が吟味され、時に承認され、時に批判される。この点において、『サアドへの献呈書』は単なる『医学典範』の解説書に留まらない。

『医学典範』第1巻冒頭の第1部第1教則第1章は「医学の定義」を扱っている。シーラーズィーは『サアドへの献呈書』の該当箇所、イブン・スィナーによる定義を分析し、その意味を説明しながら、自身の見解を述べる。その随所でシーラーズィーはラーズィーが提唱した幾つかの議論（*baḥṭh/mabḥaṭh*）に言及するとともに、それらに対する他の注釈者たちの回答を挙げて、それぞれを批判している。シーラーズィー自身はラーズィーの注釈を否定的に評価しているものの、これらの箇所に関するシーラーズィーの議論はラーズィーの議論に大きく影響を受けている。また、シーラーズィーが言及する他の注釈者の議論からは、注釈者たちが他者の見解に対して互いに反応を示していたこと、その中でも同様にラーズィーの注釈が中心にあることが分かる。単にイブン・スィナーの見解を解説して再生産するのではなく、注釈者たちは『医学典範』の注釈書を議論の場として用い、医学の研究を続けていたと言えよう。

5. モンゴル時代の漢語イスラム医学書『回回薬方』の外科治療記述について：第34巻金瘡門折傷門を中心に

尾崎 貴久子

モンゴル時代におけるイスラム医学の東への伝播を示す唯一の現存資料として、イスラム医学の漢語翻訳書『回回薬方』（北京図書館所蔵）がある。『回回薬方』は全36巻構成だが、大部分は散逸し、現存は4巻（第12巻、第30巻、第34巻、下巻目次）のみである。同書は複数のイスラム医学書から引用がなされたと指摘されているものの、その記述とアラビア語医学書の記述とを突き合せた比較研究はなされていない。この現状を踏まえ、発表者は、成立年代、引用元の同定、アラビア語音訳・意識パターンや翻訳の特徴などに関する検討を行ってきた。

本発表では、外科論考を集めた第34巻の折傷門の論考「傷損従身外者重透入身内及因跌磕有傷并治法」部分に焦点を当てた。同内容は10、11世紀の3書、ラーズイー（d. 925）の『包括の書』、イブン・スィナー（d. 1037）の『医学典範』、スペイン・コルドバの医師ザフラーウィー（d. 1013）の『医学詳解』にあった。

比較検討から、①この論考部分の主たる引用元は、ラーズイーとイブン・スィナーの記述（両書の記述は同一）であること、②イスラム医学用語（薬品・症状・部位）の翻訳には、漢字音訳・意識の2つのパターンがあり、一部の音訳語にはアラビア文字や漢文説明の追記がなされ、一方意識語には漢字音訳の併記もあることを指摘した。記述内容では、①大胆な再構成の確認、②一部上記3書以外のイスラム医学書からの抜粋引用の可能性が高いこと、③さらに翻訳者による処置指示の追記があることを指摘した。これらからは、翻訳者の、イスラム医学による治療実践を目的とした、翻訳・編集の意図がうかがえる。またアラビア語音訳の利用状況から、この書の成立年代は14世紀後半である可能性も指摘した。

6. 西アフリカにおけるイブン・アラビー思想の影響に関する一考察：イブラーヒーム・ニヤースの著作群を事例に

末野 孝典

イブン・アラビー（Muḥyī al-Dīn Ibn ʿArabī, 1240年歿）は、後代のイスラム神秘主義思想の潮流に絶大な影響を及ぼした人物である。そして、このようなイブン・アラビーの思想的影響下にある思想家達を「イブン・アラビー学派」と呼ぶ。従来イブン・アラビー学派研究は、主としてトルコ・イラン・インドなどの東方イスラム世界に属するイスラム知識人達に焦点が当てられ、研究が推し進められてきた。その一方で、モロッコ・モーリタニア・セネガルなどの西方イスラム世界で活躍したイスラム知識人達を対象にした研究は、十分な検討が為されてこなかった。従って、本発表の目的は、従来等閑視されてきた西方イスラム世界の中でも、特に西アフリカにおけるイブン・アラビーの思想的影響の一端を明らかにすることにあった。

そこで、本発表では、20世紀におけるセネガル出身の偉大なイスラム知識人のひとりに数えられるイブラーヒーム・ニヤース（Ibrāhīm Niyās, 1975年歿）の名著『封印であるアブー・アル＝アッバースの溢出に関して覆いを取り除くもの』（*Kāshif al-ilbās ʿan fayḍa al-khatm Abī al-ʿAbbās*, 以下『覆いを取り除くもの』）を軸に、彼の関連著作でもある『自足者の王の息吹』（*Nafahāt al-malik al-ghani*）や『イスラムの三つの階梯』（*Maqāmāt al-dīn al-thalāth*）なども踏まえて以下の二点の内容を検討した。

一点目は、『覆いを取り除くもの』の内部で引用されている著作群を整理することで、イブラーヒーム・ニヤースがどのような先行イスラム知識人達の著作から影響を受けているのか明らかにした。そして、イブラーヒーム・ニヤースがイブン・アラビーの名著『マッカ啓示』やシャアラニーの『宝石と宝玉』などの著作を引用している事実から、西アフリカにおいてもイブン・アラビー思想の影響は決して看過されるべきものではなく、西アフリカにおけるイブン・アラビー学派研究の可能性があると指摘した。二点目は、イブラーヒーム・ニヤースの神秘主義思想の鍵概念である溢出（fayḍ）という語に焦点を当て、彼のイスラム神秘主義思想が、イブン・アラビー思想に端を発する存在一性（waḥda al-wujūd）という術語は使用していないにせよ、イブン・アラビーの存在的流出論の影響を色濃く受けていることを明らかにした。

7. バングラデシュの呪術師：成巫過程における夢の役割

齋藤 正憲

発表者はバングラデシュにおいて、呪術師4名に対し、聞き取りにおよんだ(齋藤 2017a, 2017b)。イスラームにおける呪術師2名には、夢にアッラーをみたという共通点が認められた。ところで、イスラームの教義ではムハンマドは「最後の預言者」であり、以降、神の言葉を受け取る預言者は現れ得ない。それでもしかし、呪術師2名は、夢でアッラーと邂逅したとして、譲らない。またその語りを、周囲の村びとたちも受け入れてしまうのだ。

成巫過程における夢に注目しつつ、カミサマ(村上 2017)やユタ(塩月 1995)、あるいは海外の事例(白川・川田 2012, 板垣 2003)に照らしたとき、なにがみえてくるだろうか? とりわけ発表者の関心を惹いたのは、ごくわずかな例外をのぞいて、夢をみた者は修行をしていないという事実である(齋藤 2018)。あたかも、夢によって修行が免除されているかのようだ。あるいは、夢をみていない者は修行を義務づけられているともいうのか? つまり、夢と修行は相互補完の関係にあり、夢を経たのち、修行を行なうというような、連続性・継起性を見出すのはむずかしいのである。

そもそも「シャーマン化(成巫)」の過程において夢は、「幻覚」「幻聴」「幻視」とならび、「定型的な諸特徴」のひとつとされる(佐々木 1996, 106)。否、誰でもがみる夢だからこそ、共感を得られやすく、「発想群の共有」(村上 2017, 83)が達成されやすいのではないか? こうして、夢によっていわば「現実味」を与えられた呪術は、社会に存在することを許され、宗教の権威をも借用する。結果として、両者の深刻な相克は巧妙に回避されるであろう。かくて、相反するようにもみえる呪術と宗教が、もののみごとに、共存をはたしてしまったのだ。

参考文献

板垣明美 2003:『癒しと呪いの人類学』春風社。

齋藤正憲 2017a:「陶工、医者になる。」「教育と研究』35, 17-25.

齋藤正憲 2017b:「コピラージ:バングラデシュにおけるイスラームの呪術師」『埼玉学園大学紀要』17, 77-88.

齋藤正憲 2018:「呪術師の誕生」『埼玉学園大学紀要』18, 29-38.

佐々木宏幹 1996:『聖と呪力の人類学』講談社学術文庫。

塩月亮子 1995:「日本におけるシャーマンの脱魂体験」木曜会(編)『民俗宗教5 シャーマニズムの世界』東京堂出版, 1-23.

白川千尋, 川田牧人(編) 2012:『呪術の人類学』人文書院。

村上晶 2017:『巫者のいる風景』春風社。

企画セッション 「イスラーム王朝の正統性—古典的枠組みを越えて」

(企画代表・司会 近藤 信彰)

歴史学におけるイスラーム王朝の正統性に関する古典的な議論は、アッバース朝(750-1258)に至るカリフ論、セルジューク朝(1038-1194)からはじまるスルターン論を中心として枠組みが作られており、そこにはマールディー(975-1058)に代表される法学者の理念の影響を見てとることができる。しかし、自明のこのように考えられる古典的な枠組みも、最新の研究を踏まえれば乗り越えられるべきもののようにも見える。

本企画セッションでは、①アッバース朝、②アンダルス、マグリブの諸王朝、③ポスト=モンゴル期のペルシア語文化圏の諸王朝を取り上げ、新たな視点からこの問題を議論した。古典理論の中心であるアッバース朝についても新たなアプローチが可能であること、アッバース朝にもセルジューク朝にも支配されなかったアンダルス・マグリブではカリフの意味も内容も大きく異なったこと、カリフの不在で誕生したペルシア語文化圏における神聖王権について、刺激的な研究が現れていることなどが明らかとなった。会場での議論も活発に行われ、新たな枠組みの築くための基礎を築くことができた。

初期イスラーム時代のカリフ論については、パトリシア・クローンとマーティン・ハインズによる『神のカリフ』(1986年)以降、二人が主張したカリフの本質を「神の代理人」とする考えの是非について決着はついていないが、その枠組みを大幅に変更するような議論も生まれていない。本報告では、それを確認した上で、「古典的な」と形容されることの多いアッバース朝期のカリフ概念に関して、どのようなアプローチをとって考えてゆくことが可能か、事実史的方法と認識史的方法の対照を踏まえつつ検討した。

カリフ観が変容していった事例として、カリフが人々と会見するその場面における関係性のあり方が挙げられる。正統カリフ期からウマイヤ朝期、アッバース朝の初期にかけては、一人のアラブ遊牧民がふらっとカリフのもとを訪れて、彼に意見し、カリフがそれに対応するという逸話がしばしば見られるが、そのような関係性はアッバース朝の代が進むにつれ見られなくなってゆき、ブワイフ朝期にはカリフの袖に接吻することさえ特別なものとされ、地面に接吻するのがあるべき関係であると語られるようになってゆく。こうした変化は、どのようにして起こったものであろうか。

この疑問を起点に、まず、神から直接的に権威を与えられるようなカリフに対して「神権のカリフ」という用語が用いられることの問題点を取り上げ、用いられる際の概念のズレを考慮しつつ慎重に分析する必要があることを示した。とりわけ、後世における王権モデルを考えるときには、このカリフの「神権性」をどう見なしてゆくかによって議論の基準点が変わってしまう可能性が指摘できるためである。

一方で、カリフの「神権化」という議論とともに語られる「ペルシア的王権観」の浸透に関して、アッバース朝初期から中期にかけての史料であるイブン・ムカフファ『サハーバの書』、ジャーヒズの『ウスマーニヤ』、サーリビー『王権の冠』などの史料に現れる君臣区分について検討し、ハーッサ(貴顕)とアーンマ(庶民)の区分を基本的な考えとする思想が、その来源については必ずしも断定しきれないが、「ペルシア的王権論」としてアッバース朝期以降のイスラーム社会へと流入したことにより、カリフと人々の関係性も変化していったと結論した。

西方のカリフ政権とイブン・ハルドゥーン

佐藤 健太郎

マグリブ・アンダルス地域は、はるか西方に位置するというその立地ゆえに、アッバース朝カリフの支配を受けた経験をほとんど持たない。そのため、カリフ制について東方とは異なる独自の歴史的展開を示してきた。本発表では、13～14世紀のマグリブ・アンダルス地域の諸政権を対象として、1) これら諸政権がどのようにカリフあるいはカリフ的称号を用いていたのか、2) その根拠はどこにあったのか、3) 同時代の歴史家イブン・ハルドゥーンのカリフ論との関わり方の3点について検討した。

13～14世紀のマグリブ・アンダルスでは、ムワッヒド朝カリフ政権が滅亡し(1268年)、代わってハフス朝、ザイヤーン朝、マリーン朝、ナスル朝という四つの政権が並立していた。これらの政権はいずれも、何らかの形で、「ハリーフ」「信徒たちの長」といったカリフを表す称号や、アラビア語能動分詞と神とを組み合わせたカリフ的なラクバ(例えばal-Manşūr bi-llāh)を用いていた。ただし、これら諸政権の間には一定の格の違いを見て取ることができ、例えば、ナスル朝はアルハンブラの私的空間ではハリーフ号を用いる一方で、チュニスのハフス朝に書簡を用いる際には相手のみをハリーフと持ち上げ、自らは「ムスリムたちの長」という一段下の称号に甘んじていた。

こうした諸政権がカリフ的な主張をする際の根拠は様々である。ハフス朝は前代のムワッヒド朝に代わるマフディー・イブン・トゥマルトの真の後継者を自認し、これを正統性の根拠としていたが、また同時に名祖アブー・ハフス・ウマルと同名の第2代正統カリフ・ウマルの子孫であるという主張をもしていた。こうした一定の「もっともらしさ」(ナスル朝がアンサールのカリフ候補者サアドの末裔であると主張するのはNSRという語根が理由の一つであろう)を有する「こじつけ」めいた系譜上の主張は、他の政権においても見られる。また、戦勝が称号使用のきっかけとなる例が頻繁に見られるように、イスラーム共同体の指導者にふさわしい資質・実績の担い

手であると示すことができるか否かも当然のことながら重要であった。

カリフをめぐるこのような状況は、イブン・ハルドゥーンのカリフ観の中にも反映されている。クライシュ族出自を要件としないカリフ資格、複数カリフの並立容認などの考え方が彼の『歴史序説』の中には認められるのである。

モンゴル支配期以降のペルシア語文化圏における神聖王権：近年の研究動向

森本 一夫

近年、モンゴル支配期以降のペルシア語文化圏における神聖王権に関する研究が、特に英語でなされる研究において、花盛りである。本報告ではこの動向の紹介を行った。

まず、カリフ、サーヒブキラン、ムジャッディド、マフディー、クトゥブといった称号の問題を取り上げ、それらがいずれも神との直接的な関係にもとづく普遍的な政治権力への志向を内包したものであり、終末論と結びついた千年王国の主張を示すものともなりえたと論じられていることを紹介した。なかでもカリフ号については、ここでのそれはマーウルディーに代表される政治法学上の概念とは別概念であることを強調した。

次いで、このような王権観の生成・流布の思想的背景として、以前から議論があった哲学における哲人王の概念に加え、特にオカルト諸学（特に文字学）とスーフイズムが注目されていることを紹介し、それらと深く関わる終末論とアリー裔崇敬に触れるとともに、モンゴルの王権観とシーア派的要素をめぐる論調にも言及した。さらに、近年の王権観をめぐる議論が、しばしばこうした種類の知を持つ知識人と彼らのネットワークをめぐる議論と抱き合わせになる形で呈示されていることも紹介した。

最後に触れたのはこのような王権観・王権論の通時代的な展開である。様々な形での神聖王権主張の「道具立て」が確立した時期としてティムール朝下の15世紀が議論の一つの中心となっていること、その前史としてイルハン朝期の事例が紹介されていること、ティムール朝で整った「道具立て」のアクコユンル・オスマン朝へ、またサファヴィー朝・ムガル朝・ウズベク諸王朝への継承と展開という筋道が描かれていることを述べた。また、ヒジュラ暦10世紀や同1000年の到来といった終末論的契機が意味を持ったことにも触れた。

こうした研究動向は、初期・古典期（10世紀頃まで）＋近代以降という枠組みで論じられてきたイスラーム史に対し、すっぱりと抜け落ちてきた世界からの新たな視点によって革新をもたらす力を秘めている。また、近世諸帝国の世界大での比較にも道を拓きつつある。結語では、こうした可能性に言及するとともに、流行のテーマの常としてやや議論に行き過ぎが見られるように感じられることにも触れ、この重要な動向を冷静に見守っていくことが大事であるとの私見を述べた。